

第2次木更津市環境基本計画



平成28年3月

木更津市

はじめに



木更津市は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などの整備による人口の増加や大型商業施設の相次ぐ立地などのめざましい発展に加え、東京湾に残った貴重な自然干潟をはじめ、海、丘陵地、緑などの豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれております。

本市では、この豊かな環境を次代へ引き継いでいけるよう、平成15年3月に木更津市環境保全条例に基づく木更津市環境基本計画を策定し、資源循環型社会の構築、大気・水環境の保全、省エネルギーの推進など、様々な環境施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、計画策定から10年以上が経過し、この間、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故で排出された放射性物質への対応や再生可能エネルギーの導入促進、微小粒子状物質（PM2.5）問題など、本市を取り巻く状況は大きく変化してきています。

そこで、こうした新たな環境問題への対応、法令改正や個別計画の策定などの状況を踏まえ、このたび旧計画を見直し、第2次木更津市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することといたしました。

盤洲干潟（小櫃川河口干潟）をはじめとする本市の豊かな環境を未来に引き継いでいくため、望ましい環境像「未来につなぐ環境にやさしいまち きさらづ」の達成に向けて、市民・事業者の皆様と協働して諸施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご尽力を賜りました「木更津市環境審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

平成28年3月

木更津市長 渡 辺 芳 邦

目 次

Page

第1章 環境基本計画のあらまし.....	1
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	5
第3節 計画の対象.....	6
第4節 計画の期間.....	7
第2章 計画の目標.....	9
第1節 木更津市のあらまし.....	10
第2節 望ましい環境像.....	13
第3節 基本目標.....	15
第4節 基本施策の体系.....	16
第3章 より良い環境を創出するための取り組み.....	19
第1節 安心して暮らせる生活環境の確保.....	20
1 水循環の確保と水環境の保全.....	20
2 大気環境の保全.....	24
3 騒音・振動、化学物質など.....	26
4 発生源の監視など.....	30
第2節 身近な自然の保全と自然共生社会の構築.....	32
1 身近な自然の保全.....	32
2 森林・農地の保全.....	34
3 自然とのふれあいの推進.....	36
4 風景・景観の保全.....	38
第3節 資源を大切に作る地球環境にやさしいまちづくり.....	40
1 ごみの減量化と適正処理.....	40
2 環境美化と不法投棄対策.....	42
3 地球温暖化対策.....	44
4 環境保全活動などの推進.....	46
第4章 計画の推進.....	49
第1節 計画の推進体制.....	50
第2節 計画の進行管理.....	51
資 料 編.....	53

第1章 環境基本計画のあらまし

第1節 計画策定の背景

木更津市（以下「本市」といいます。）は、平成15年3月に「木更津市環境基本計画」（以下「前計画」といいます。）を策定しました。

本市では、前計画で定めた望ましい環境像

「未来につなぐ 環境にやさしいまち きさらづ」

の実現を目指して、各種の施策に取り組んできました。

前計画の策定から現在に至るまで10年以上が経過し、多くの環境指標に改善が見られたことから、前計画に基づく環境保全の取り組みは一定の成果を収めたと評価できます。

しかし、その間に、国レベルでの環境に関わる新たな法の施行や計画の策定、国際的な環境保全への取り組みの推進などがありました。このため、本市においてもこれらの変化に対応すべく、循環型社会の実現に向けた取り組み、地球温暖化問題への適切な取り組み、生物多様性の保全・回復に向けた取り組みなどの一層の推進・強化が必要となりました。

また、平成23年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、生活環境の安心・安全が確保されることが環境保全の基盤であり、全ての前提であることが国民の間で再認識されました。

これらの変化を踏まえ、本市においても、社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応するため、平成24年度には市民・事業者・市内小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。この結果を踏まえ、環境にやさしいまちを未来につないでいくため、新たな環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策に一層取り組んでいきます。

前計画の計画期間が平成27年度で満了となることから、前計画策定後の社会経済情勢の変化や環境行政の状況を考慮し、今回、新たな「第2次木更津市環境基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

❀木更津市の環境基本計画について

本市では、平成13年4月1日に「木更津市環境保全条例」を制定し、環境の保全に関する基本理念や施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

「木更津市環境基本計画」は、「木更津市環境保全条例」の基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

木更津市環境保全条例の基本理念

第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。

3 環境の保全は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業などの調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

環境保全に関する基本的施策

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木更津市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全に関する長期的な目標

（2）環境の保全に関する施策の方向

（3）前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ木更津市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

❁国の環境基本計画について

「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年 6 月閣議決定）では、地球環境問題は 21 世紀に人類が直面する最大の課題としています。

特に大きな課題である ①地球温暖化の危機、②資源の浪費による危機、③生態系の危機の 3 つの危機については、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取り組みを統合的に進めていくことにより地球環境の危機を克服し、持続可能な社会を目指すことを提示しています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、全ての日本国民の意識に大きな衝撃を与えました。この結果、我が国ではこれまでほとんど意識されることがなかった「生活環境の安心・安全」がクローズアップされるようになりました。

これを受けて、国の「第四次環境基本計画」（平成 24 年 4 月閣議決定）では、目指すべき持続可能な社会の姿を次のように定められています。

目指すべき持続可能な社会の姿

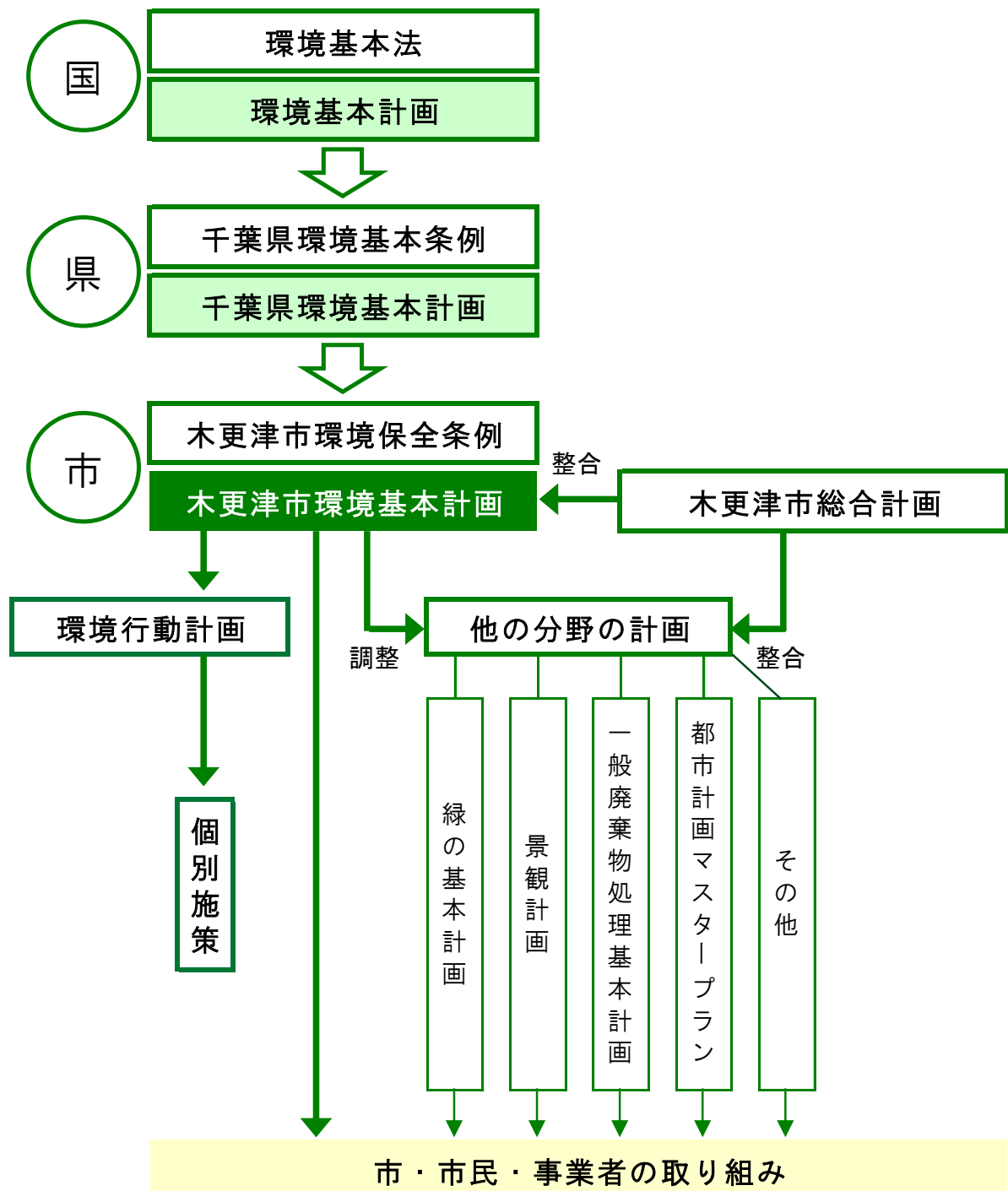
「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会



第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である木更津市総合計画に示す基本理念や将来像を環境面から着実に実現していくための役割を担う計画です。

同時に、「木更津市環境保全条例」の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。



第3節 計画の対象

対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として木更津市全域とします。

ただし、河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、大気質や海域のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

対象とする分野

本計画が対象とする分野は、①生活環境、②自然環境、③地球環境、④環境保全活動の4分野とします。

本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

①生活環境

水環境、水循環
大気環境、悪臭
騒音・振動、化学物質
公害の未然防止

②自然環境

動植物、生態系
森林・農地
自然とのふれあい
風景・景観

③地球環境

ごみ、リサイクル
環境美化、不法投棄対策
地球温暖化防止
省エネ・省資源

④環境保全活動

環境教育
環境保全活動

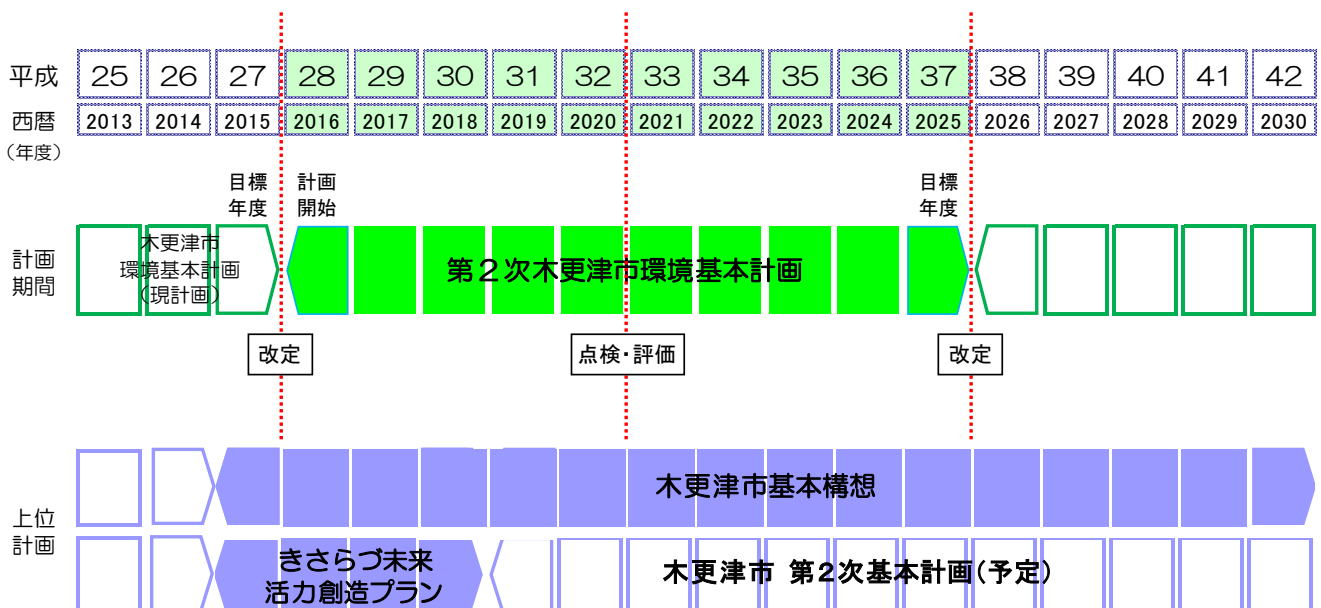
第4節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間とします。

本計画は5年毎に見直しを行うことを基本とします。

また、本市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況により、見直しの必要性が生じた場合には、適宜柔軟に対応するものとします。

平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間



第2章 計画の目標

第1節 木更津市のあらまし

本市は、房総半島のほぼ中央部の西海岸に位置し、北は袖ヶ浦市、東は市原市、南は君津市にそれぞれ隣接し、西は東京湾を隔て、川崎市及び横浜市に対峙した位置にあります。

地勢は、清澄山系を源として東京湾に流入する小櫃川と、市街地を流れる矢那川などにより形成される沖積平野で、東部から南部にかけて低い丘陵が続いています。

気候は温暖で積雪はほとんどなく、晴れた日には富士山を望むこともできます。

20 世紀末に開通した東京湾アクアラインのたもとは盤洲干潟が広がり、内陸部には万葉集にも登場する緑豊かな上総丘陵があります。



市の花「サツキ」



市の木「ツバキ」

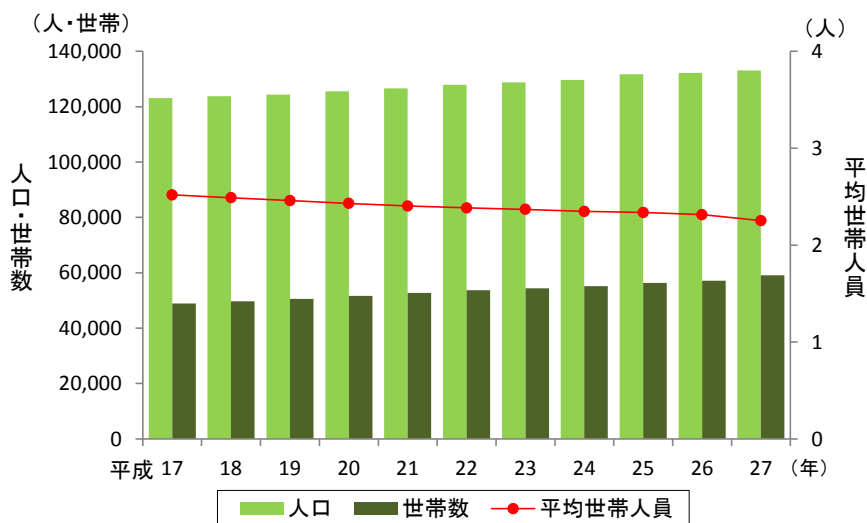


市役所の位置	東経 139° 55' 13" 北緯 35° 22' 20"
面積	138.94km ²
人口、世帯数	人口 133,923 人、世帯数 59,061 世帯（平成 27 年 10 月 1 日）

図 2-1 木更津市の位置図

平成 27 年 10 月 1 日現在、本市の人口は 133,923 人、世帯数は 59,061 世帯、平均世帯人員（1 世帯当たりの家族人数）は 2.3 人です。

本市は、人口・世帯数とも増加傾向で推移しています。近年では、人口よりも世帯数の増加率が高いため、平均世帯人員は減少傾向で推移しています。

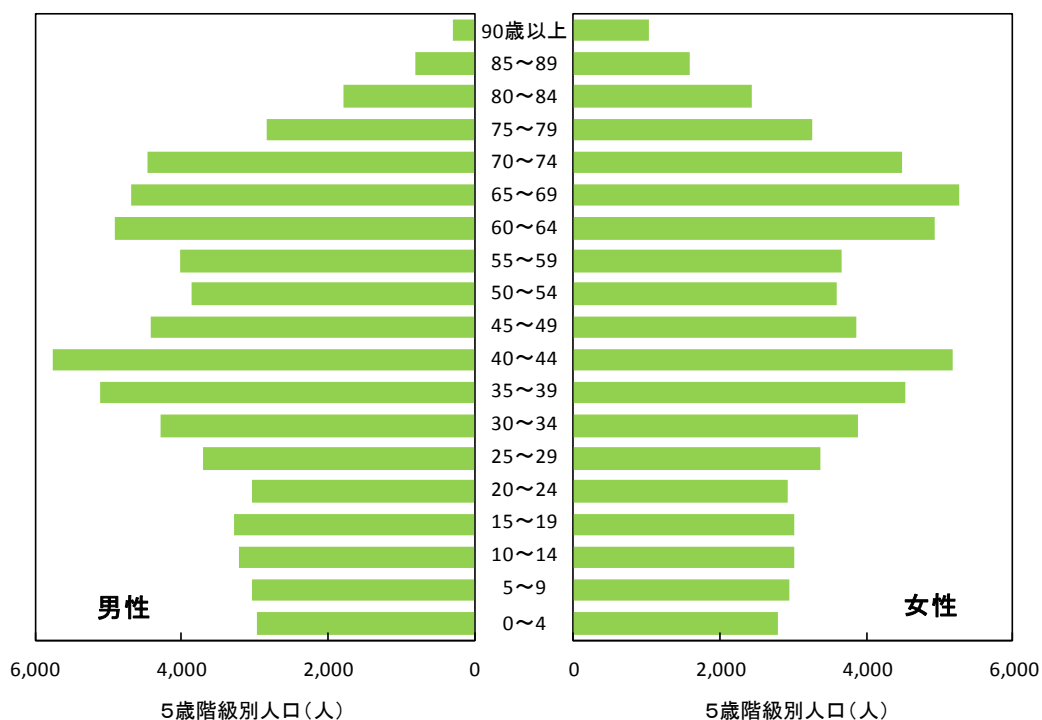


資料：木更津市住民基本台帳

図 2-2 人口と世帯数の推移（各年 4 月 1 日現在：住民基本台帳人口）

5 歳階級別人口をみると、将来における顕著な高齢者の増加と若年者の減少が予測されます。本市では、将来的には全国的な傾向と同様、人口が減少していくことが考えられており、特に、高齢化・少子化に伴う 15～64 歳の「生産年齢人口」の減少が大きいことが予測されます。

生産年齢人口の減少は、市の税収減少につながるため、これまで以上に一層合理的・効率的な環境行政のあり方について検討する必要があります。



資料：木更津市統計書 2014 年版（平成 27 年 5 月：木更津市）

図 2-3 5 歳階級別人口（平成 26 年 4 月 1 日現在：住民基本台帳人口）

本市の〔植生〕は、小櫃川沿岸、小櫃川河口干潟、木更津港にヨシクラス、小櫃川下流沿岸や平野部・丘陵部の一部にススキ・アズマネザサ群集が見られるほか、陸上自衛隊木更津駐屯地や木更津港の一部でススキ・チガヤ群落が見られます。東側丘陵地はコナラ群落、スギ・ヒノキ植林がほとんどであり、一部に竹林が見られます。盤洲干潟には、海浜性植物群落、塩湿地性植物群落、ヨシ・アイアシ群落、草原性群落、人里植物群落、木本性群落などがあります。また、ハマヒルガオ、ハママツナ、シオクグなど 41 科 145 種が確認されています。

出典：第 3 回（昭和 58～62 年度）の自然環境保全基礎調査
千葉県自然環境保全学術調査書（1996 年）

動物の〔貝類〕は、ドブガイ、ヤマトシジミ等淡水産貝類が 7 科 11 種、ヤマタニシ等陸産貝類が 5 科 6 種確認されています。〔昆虫〕のチョウ類は、アオスジアゲハ、オオミドリシジミ等 6 科 22 種が確認され、それ以外の昆虫としては、ツマグロハナカミキリが確認されています。〔淡水魚類〕は、ウナギ、ウグイ、オイカワ、アユ等 16 科 38 種が確認されています。〔は虫類・両生類〕は、シュレーゲルアオガエル、トウキョウサンショウウオ等 4 科 5 種が確認されています。〔哺乳類〕は、ノウサギ、イタチ、ホンDOIタチ等 3 科 3 種が確認されています。

出典：第 3 回（昭和 59 年度）及び第 4 回（平成元～3 年度）の自然環境保全基礎調査

盤洲干潟（小櫃川河口干潟）において、鳥類が 1990 年 6 月から 1995 年 5 月の 5 年間に、コアジサシ、ハマシギ、カワウなど 128 種が確認されており、このうち普通に観察されるものが年間 100 種います。特に重要なものとしては、オサムシ科のゴミムシ類が 7 種あり、中でもキイロホソゴミムシは世界でここが唯一の生息地といわれています。

出典：千葉県自然環境保全学術調査書（1996 年）



盤洲干潟（提供：盤洲干潟をまもる会）

第2節 望ましい環境像

本市は、東京湾に残った貴重な自然干潟である盤洲干潟（小櫃川河口干潟）を介して東京湾に面し、東には上総丘陵の緑豊かな森林が広がるなど、豊かな自然に恵まれています。

私たちの先人は、自然の恵みを受け取りながら、知恵と努力の積み重ねにより今日の豊かな社会を築いてきました。

現代に生きる私たちは、先人たちが築いたこの恵み豊かな環境を守っていくとともに、より豊かな、よりすばらしいものにした上で、未来の世代に継承する責務を負っています。

このとき、人の生活そのものが環境負荷の要因のひとつであることを十分に理解して、一人ひとりの自らの行動が環境に与える影響を認識し、日常生活を見つめなおすとともに、市民、事業者及び行政が一体となって環境にやさしい社会を構築することが求められています。

前計画の策定以後も、本市は、市民や事業者のみなさまとの協力により、市域におけるより良い環境の保全・創出に向けた各種の取り組みに努めてきました。

前計画の策定から現在まで 10 年以上が経過し、市民や事業者の協力のもとで各種の施策に取り組むことにより、多くの環境指標に改善が見られたことから、前計画に基づく環境保全の取り組みは一定の成果を収めたと評価できます。

このため、今回策定した「第2次木更津市環境基本計画」では、前計画で定めた望ましい環境像を引き継ぐこととします。そして、この望ましい環境像を実現し、市域における更なる良好な環境の形成・創出を目指して、環境保全の取り組みを一層推進していくこととします。

【望ましい環境像】

未来につなぐ

環境にやさしいまち きさらづ

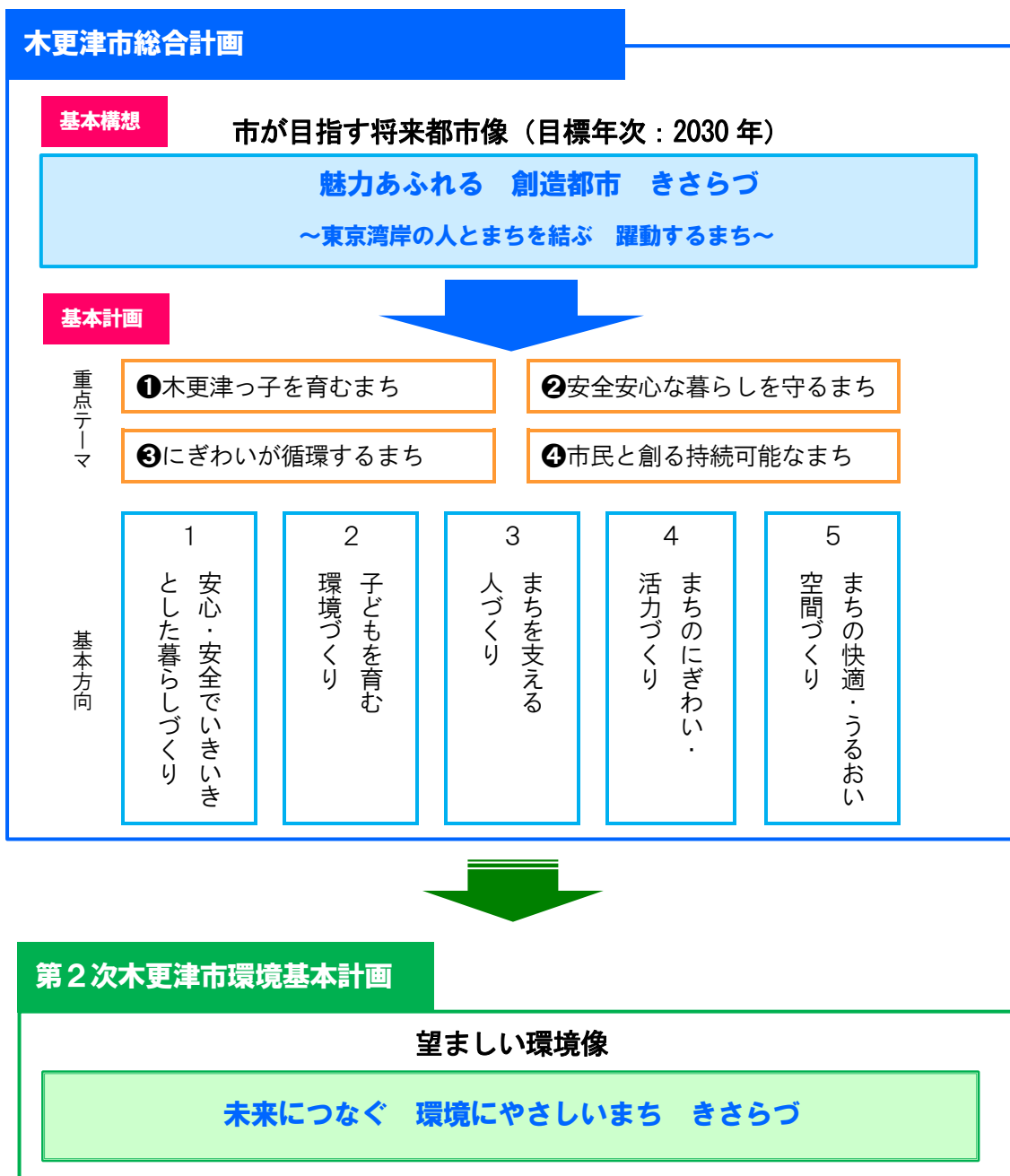
■木更津市総合計画と環境基本計画の関連

木更津市総合計画は、本市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための指針となるものであり、基本構想（長期計画）、基本計画（中期計画）、実施計画（単年度計画）の3階層で構成されます。

木更津市基本構想は平成26年3月に改訂し、2030年（平成42年）を目標年次として市が目指す将来都市像を「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」と定めました。

この将来像を実現するため、基本計画「きさらづ未来 活力創造プラン」（計画期間：平成27年度～30年度）を平成27年3月に策定し、本市が取り組む4つの重点テーマと、各施策・事業の方向性等を示しました。

第2次木更津市環境基本計画は、木更津市総合計画に示す基本理念や将来像を環境面から着実に実現していくための役割を担う計画です。



※市が目指す将来像を環境面から実現することを目標とします。

第3節 基本目標

「第2次木更津市環境基本計画」では、望ましい環境像「未来につなぐ環境にやさしいまちきさらづ」を実現するための目標として、①安心して暮らせる生活環境の確保、②身近な自然の保全と自然共生社会の構築、③資源を大切にする地球環境にやさしいまちづくりの3つの基本目標を掲げ、望ましい環境像の実現に向けて各種の取り組みを推進・展開し、市域における良好な環境の保全と創出を目指します。

①安心して暮らせる生活環境の確保

日常生活や事業活動により発生する環境負荷の低減に努め、水や大気などを良好な状態に保つことにより、本市に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

②身近な自然の保全と自然共生社会の構築

自然は、一度損なわれると、復元するまでに長い歳月を必要とすることを理解し、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適性な利用を図ることにより、人と自然が共生できるオーガニックなまちづくりを進めます。

③資源を大切にする地球環境にやさしいまちづくり

資源の消費と廃棄物の排出を通じて環境に負荷を与えていることを理解し、資源の適正な利用、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めることにより、資源の循環が、健全に維持され、ごみの不法投棄がない、清潔で快適なまちづくりを進めます。

第4節 基本施策の体系



市の取り組み（施策）	現状の課題
①水質汚濁負荷の削減 ②公共下水道整備と合併処理浄化槽設備の促進	❖ 近隣自治体との連携による公共用水域の水質の改善 ❖ 地下水汚染の未然防止 ❖ 生活排水処理率の向上による水質汚濁の防止
①事業場・家庭からの大気汚染負荷の削減 ②悪臭発生源に対する指導の強化	❖ 大気汚染物質の削減と大気汚染の未然防止 ❖ 家庭生活に起因する悪臭苦情の減少
①騒音・振動対策の促進 ②化学物質による環境汚染の防止	❖ 騒音・振動対策の推進と良好な生活環境の確保 ❖ 放射性物質などの情報収集・状況の把握
①発生源の監視 ②生活マナー・モラルの向上	❖ 協定の順守状況の確認 ❖ 生活密着型の苦情への適切な対処
①身近な動植物の保全と外来生物対策の強化	❖ 盤洲干潟をはじめとする貴重な生態系（生物生息環境）の保全 ❖ 外来生物対策の強化による生物多様性の確保
①森林と農地の保全 ②動植物の生息・生育環境の保全と創出	❖ 農業・林業の活性化と森林や農地の適正な管理 ❖ 野生鳥獣の適正な管理と保護
①みどりのまちづくりへの参加の促進 ②市街地における緑化の推進	❖ 自然とふれあう機会・場所の充実 ❖ 自然環境保全の意識の向上
①良好な景観の保全と創出	❖ 景観を保全する意識の高揚 ❖ 市域全体での良好な景観形成の推進
①ごみの発生抑制 ②ごみの適正処理の推進	❖ ごみの減量化・資源化の推進 ❖ 合理的・効率的なごみ処理体制の構築
①不法投棄の防止 ②ごみに対する意識の向上 ③地域の環境美化の推進	❖ 地域の環境美化の推進 ❖ 不法投棄の未然防止に向けた対策の強化
①省エネルギーの推進 ②温室効果ガスの削減	❖ 地球温暖化防止に向けた意識の向上 ❖ 再生可能エネルギーの普及の促進
①環境保全活動への参加の促進と活動支援 ②環境情報の整理と共有及び環境教育の推進	❖ 市民や事業者の自発的な環境保全活動の支援 ❖ 市民・事業者・行政の連携・協働の取り組みの活発化 ❖ 学校や地域における環境学習の推進

第3章 より良い環境を創出するための 取り組み

第1節 安心して暮らせる生活環境の確保

1 水循環の確保と水環境の保全

現状と課題

(1) 水循環の確保の必要性

小櫃川は、水道水の水源の他、農業用水としても利用されています。小櫃川下流の低地部は、多くの農業用水路があり、豊かな水環境を形成しています。

その他の中小河川では、矢那川、烏田川の上流域の一部で農業用水として利用されている他は、特に利水はありません。

市内の河川では、生活排水の影響による汚濁が見られます。本市の沿岸部（小櫃川の河口）には貴重な自然干潟が残されており、河川水質の悪化は住民の生活だけでなく、産業や自然環境にも大きな影響を及ぼします。

また、生活排水は海域にも影響を及ぼしており、東京湾では窒素やりんによる富栄養化現象に起因する赤潮の発生が見られます。

このように、水質汚濁は単に生活環境の悪化だけの問題ではないため、河川や海域の水質を保全した上で、適切な水循環を確保することが必要です。

(2) 公共用水域・地下水の水質の保全

本市では、水質汚濁の未然防止のため、公共用水域（河川、海域）については、測定地点を定め、定期的に水質測定を実施し、汚染状況の把握に努めています。

水質汚濁に係る環境基準は、小櫃川がB類型、海域では海ほたる周辺がA類型、畔戸沖及び中島沖がB類型、木更津港など沿岸部がC類型に指定されています。

河川水質の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）に着目すると、小櫃川が過去10年以上にわたり環境基準を達成しています。

海域水質の代表的な指標であるCOD（化学的酸素要求量）は、平成26年度において陸地に近い木更津港内（C類型）では環境基準（8mg/L）を満たしていましたが、畔戸沖、中島沖（B類型、同3mg/L）、海ほたる周辺（A類型、同2mg/L）では環境基準を超過していました。CODは、いずれの測定地点においても平成20年度以降上昇傾向にあり、水質の改善が進んでいないことが伺われます。このため、本市を含む東京湾岸に面する26の自治体で「東京湾岸自治体環境保全会議」を開催し、東京湾の水質浄化のため、広域的な対策の協議及び環境保全に係る啓発活動を行っています。

地下水は水道用水の他、農業用水などとして利用されています。地下水の水質を保全し、健全な水循環を確保することは、日常生活や事業活動を維持する上で非常に重要なこととなっています。地下水汚染の原因としては、工場・事業場などからの有害物質の排出の他、農地への過剰な農薬や肥料などの投入、家畜ふん尿の不適切な管理、ごみの不法投棄などが考えられます。

本市では、地下水汚染の未然防止に向けて、定期的な地下水質の調査の他、事業者への指導や不法投棄の防止対策の強化などに取り組んでいます。

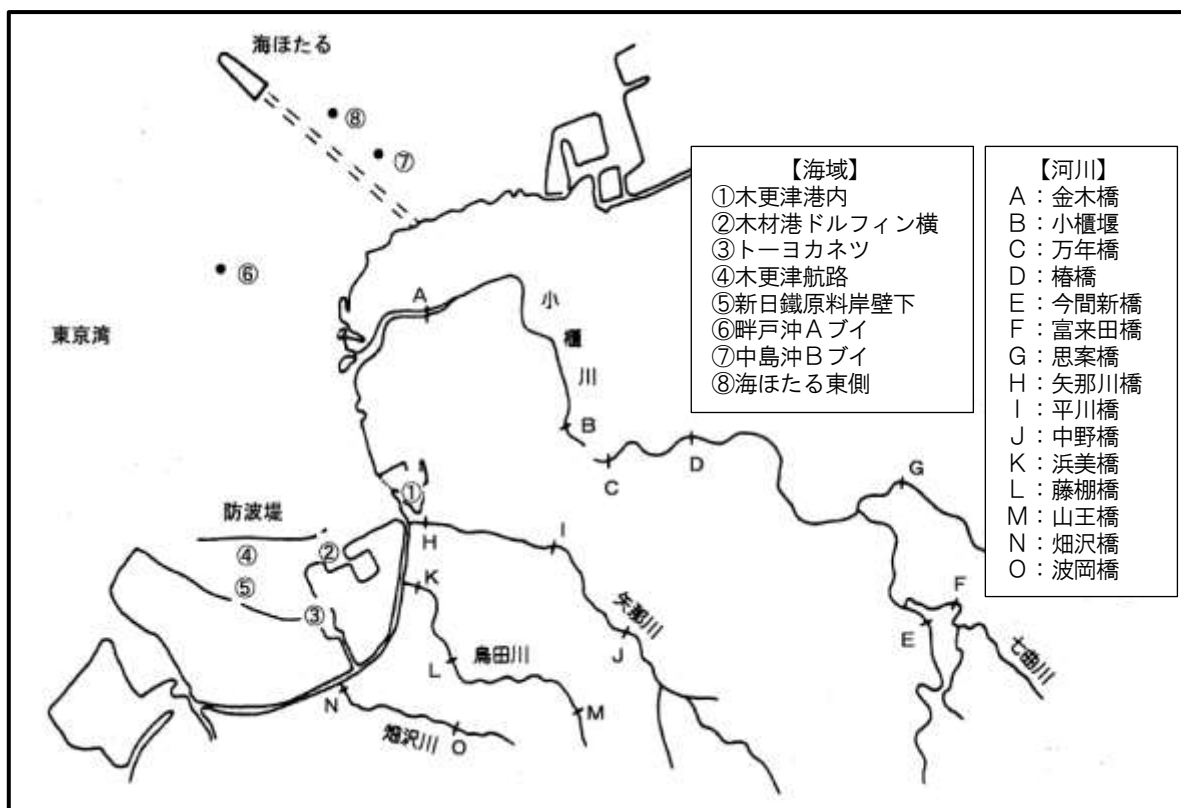


図 3-1 水質調査地点

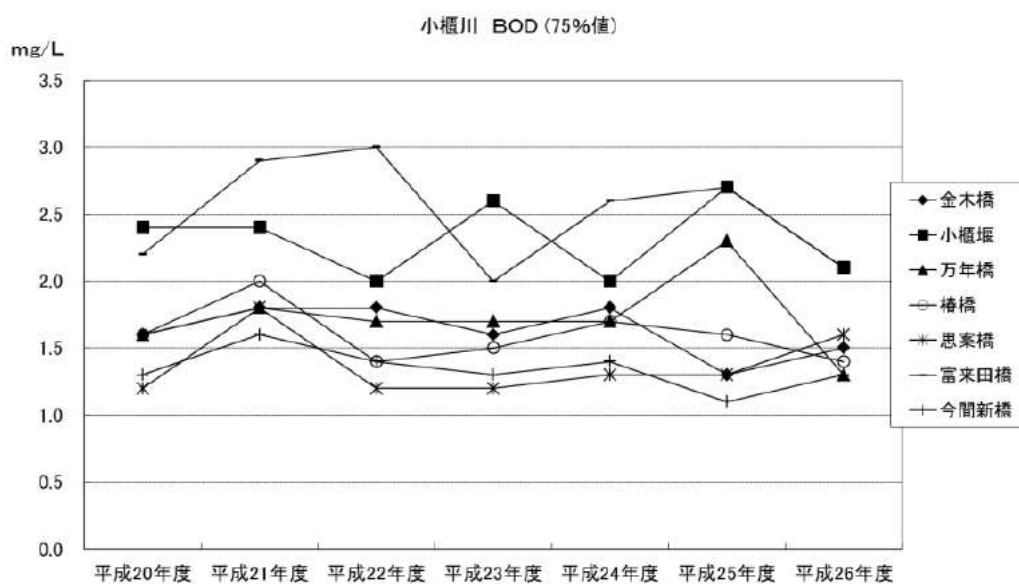


図 3-2 小櫃川BOD（生物化学的酸素要求量）75%値の推移

出典：木更津市 「小櫃川 20～26 年度測定結果」

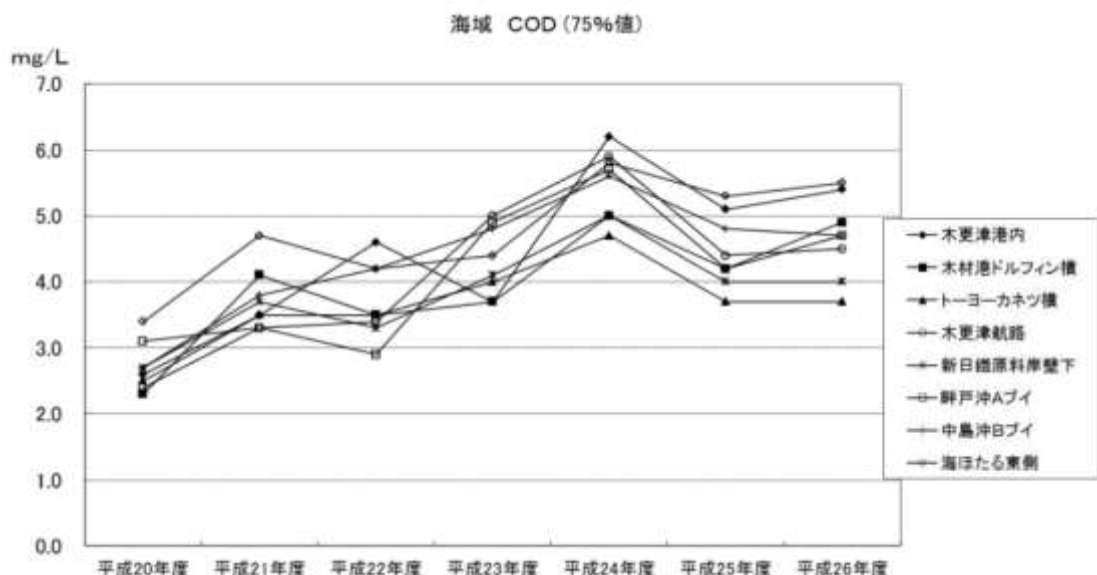


図 3-3 海域COD (化学的酸素要求量) 75%値の推移

出典：木更津市 「周辺海域 20～26 年度測定結果」

(3) 生活排水処理

平成 24 年度に市民、小中学生、事業者を対象に実施した環境の現状に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）によると、市民や小中学生の約半分が「海や川における水のきれいさ」に不満であることがわかりました。また、小中学生の過半数が、本市の環境をより良くするために「海や川の汚れを無くす事」が必要と回答しました。

水の汚れは、地域住民に対して圧迫感や抑圧感、嫌悪感など心理的な影響を及ぼし、健全な生活の維持や清潔で明るい地域社会の創出の上でも妨げとなるため、今後もきれいな水、きれいな水辺の回復に向けて各種の取り組みを進めていく必要があります。

現状は、各種の施策、規制の実施にも関わらず、市内一部の中小河川や海域では、生活排水などの影響で水質汚濁が依然として改善されていません。

生活排水による水質汚濁を改善するためには、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換が効果的です。本市では、公共下水道区域外の地域を対象に、合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付するなど、各種の施策に取り組んでいます。一部地域で公共下水道の整備が進みましたが、合併浄化槽の普及が進み、生活排水処理率は改善されています。なお、農業集落排水は平成 22 年度の汚水適正化処理構想の改正により計画が廃止となりました。

表 3-1 生活排水処理人口

		目標値	基準年度 (平成6年度)	平成26年度
重点地域内人口		43309人	31833人	33486人
生活排水処理人口		35651人	3291人	27326人
生活排水処理率		82.3%	10.3%	81.6%
内訳	下水道人口	26334人	0人	6415人
	下水道普及率	60.8%	0%	19.2%
	合併浄化槽処理人口	2317人	2062人	20911人
	合併浄化槽処理率	5.3%	6.5%	62.4%
	農業集落排水処理人口	7000人	1229人	0人
	農業集落排水処理率	16.2%	3.8%	0%
	その他生活排水処理人口	0人	0人	0人
	その他生活排水処理率	0%	0%	0%

課 題

- ❖ 近隣自治体との連携による公共用水域の水質の改善
- ❖ 地下水汚染の未然防止
- ❖ 生活排水処理率の向上による水質汚濁の防止

目 標

河川や海域の水質を改善し、より良い水環境の保全を目指します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①水質汚濁負荷の削減

- ・工場、事業場などからの排水に対する指導を行います。
- ・市管理施設からの排水の水質の把握、保全に努めます。
- ・近隣自治体及び関係機関と協議しながら広く市民、事業者呼びかけ啓発し、水質浄化対策を進めます。
- ・公共用水域の水質測定を実施し、結果の公表を行います。

②公共下水道整備と合併処理浄化槽設備の促進

- ・公共下水道、合併処理浄化槽などの効率的、効果的な整備を図ります。
- ・下水処理場、し尿処理場の処理において、汚泥の利用が可能な手法など新たな処理方法について検討を行います。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・節水に努めましょう。
- ・廃食用油などの汚れた水を流さないよう心がけましょう。
- ・環境にやさしい洗剤の使用や適切な使用に努めましょう。
- ・ガーデニングや家庭菜園での殺虫剤や除草剤の使用を極力控えましょう。
- ・公共下水道の使用可能者は速やかに接続しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・節水に努めましょう。
- ・浄化槽をはじめとする排水処理施設の適正な維持管理をしましょう。
- ・公共下水道の使用可能者は速やかに接続しましょう。
- ・油や廃液などの汚れた水を流さないよう心がけましょう。
- ・環境に負荷の少ない製品を選ぶとともに、適切な使用を守りましょう。

現状と課題

(1) 大気質

本市では大気汚染の未然防止のため、大気汚染常時監視局（市内 6 地点）で 24 時間連続測定を行っています。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、過去 10 年以上にわたり環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては長年にわたって環境基準を超過しています。

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素などが太陽光の照射を受けて光化学反応を起こして生成される“二次汚染物質”であり、現状では有効な解決策を示すことが困難です。

光化学オキシダント濃度が上昇し、人の健康および生活環境に対して被害が生じるおそれがある場合に、千葉県が光化学スモッグ注意報などを発令し、これを受けて本市では防災行政広報無線などを用いて、市民・学校などに対してお知らせしています。なお、平成 26 年度には光化学スモッグによると思われる健康被害の届け出はありませんでした。

また、近年問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）については、平成 26 年 1 月から、中央測定局（木更津市中央 1-10-1）で測定を開始しました。

千葉県は、国の暫定指針に基づき、PM2.5 の濃度が高くなる恐れがあるときには注意喚起を行っており、これを受けて本市でも防災行政広報無線や市ホームページ、きさらづ安心・安全メールでお知らせしています。

(2) 悪臭

本市では、都市計画法の用途地域指定に基づき悪臭の規制地域を指定しており、悪臭の防止に向けて各種の取り組みを行っています。

近年の悪臭の原因は産業活動に起因するものよりも、家庭生活に起因する苦情が多くを占めるようになってきています。また、廃棄物の焼却によるものが、大気汚染と悪臭の苦情の大半を占めています。本市では、野焼きの禁止について、市民への広報・啓発に努めていますが、苦情が減らない状況にあります。

課 題

- ❖ 大気汚染物質の削減と大気汚染の未然防止
- ❖ 家庭生活に起因する悪臭苦情の減少

目 標

大気質の監視・情報収集を継続し、大気汚染の未然防止並びに悪臭の原因である「野焼き」禁止の啓発に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①事業場・家庭からの大気汚染負荷の削減

- ・工場、事業場からの排出ガスについては、排出抑制対策の指導・啓発に努めます。
- ・関係機関との連携の下、大気質の監視・観測を実施し、結果の公表を行います。
- ・屋外での焼却行為（野焼き）防止のための監視・指導に努めます。

②悪臭発生源に対する指導の強化

- ・市民、事業者に対し、排水路などの悪臭発生場所の定期的な清掃などの誘導に努めます。
- ・農業、畜産関係による堆肥、畜舎などの適切な管理を指導します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・浄化槽、下水桝、排水溝の適切な維持管理を行い、悪臭の発生を抑制しましょう。
- ・屋外での焼却をしないようにしましょう。
- ・エコドライブを実施しましょう。
- ・自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や公共交通機関、自転車などを利用する生活を心がけましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・事業場などからの排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制に努めましょう。
- ・汚染物質排出の少ない設備、技術、クリーンエネルギーの導入に取り組みましょう。
- ・エコドライブを実施しましょう。
- ・自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や公共交通機関、自転車などを利用する生活を心がけましょう。
- ・悪臭の発生しやすい業種では積極的に悪臭対策に取り組みましょう。

現状と課題

(1) 騒音・振動

本市では道路交通騒音・振動について、主要道路などを対象として、継続的に調査を実施しています。平成 26 年度の騒音レベルは全体的にやや増加し、調査地点「請西」の昼間及び夜間において要請限度を超過しました。その他の地点では要請限度を下回っています。振動レベルは、全地点で基準を下回っています。また、平成 24 年度から市内の国道、県道及び 4 車線以上の市道を対象に道路交通騒音の常時監視を行っており、対象道路の道路交通騒音、交通量及び平均走行速度の測定を行っています。市域全体では概ね良好な状態が維持されていますが、圏央道の開通などに伴う道路交通騒音に関する苦情が寄せられているため、引き続き監視を継続していきます。

表 3-2 自動車交通騒音測定結果

単位はデシベル、Leq

調査地点 対象道路	年度 項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
請西1-5-14 (国道16号)	測定値	75	70	75	71	73	69	76	71
	環境基準	70	65	70	65	70	65	70	65
	要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70
桜井984-3 (国道127号)	測定値	72	67	74	67	71	66	72	66
	環境基準	70	65	70	65	70	65	70	65
	要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70
茅野239-1 (旧国道410号)	測定値	69	62	69	61	68	61	68	61
	環境基準	70	65	70	65	70	65	70	65
	要請限度	75	70	75	70	75	70	75	70
畑沢1053-12 (市道畑沢線)	測定値	67	62	67	63	68	63	69	63
	環境基準	60	55	60	55	60	55	60	55
	要請限度	70	65	70	65	70	65	70	65

出典：木更津市 「自動車交通騒音・道路交通振動調査結果」

航空機騒音については、千葉県が貝渕（千葉県君津合同庁舎）及び大久保（波岡公民館）に、市が畑沢（畑沢公民館）に航空機騒音の自動測定装置を設置し、東京国際空港（羽田空港）離着陸時に上空を通過する航空機の騒音を測定しています。また、年 1 回、久津間地区で陸上自衛隊木更津飛行場周辺で騒音の調査をしています。平成 26 年度は、全ての調査地点で環境基準を下回りました。羽田空港については、平成 22 年 10 月の再拡張により航空機の飛行高度の上昇や、好天時の海上ルート通過による平均騒音レベル及び騒音発生回数の減少により、環境基準の尺度である WECPNL（うるささ指数）も減少しました。なお、近年の騒音測定の技術的進歩や、国際的な評価指標に合わせるために、平成 25 年度より環境基準が L den を用いた評価へと変更になりました。

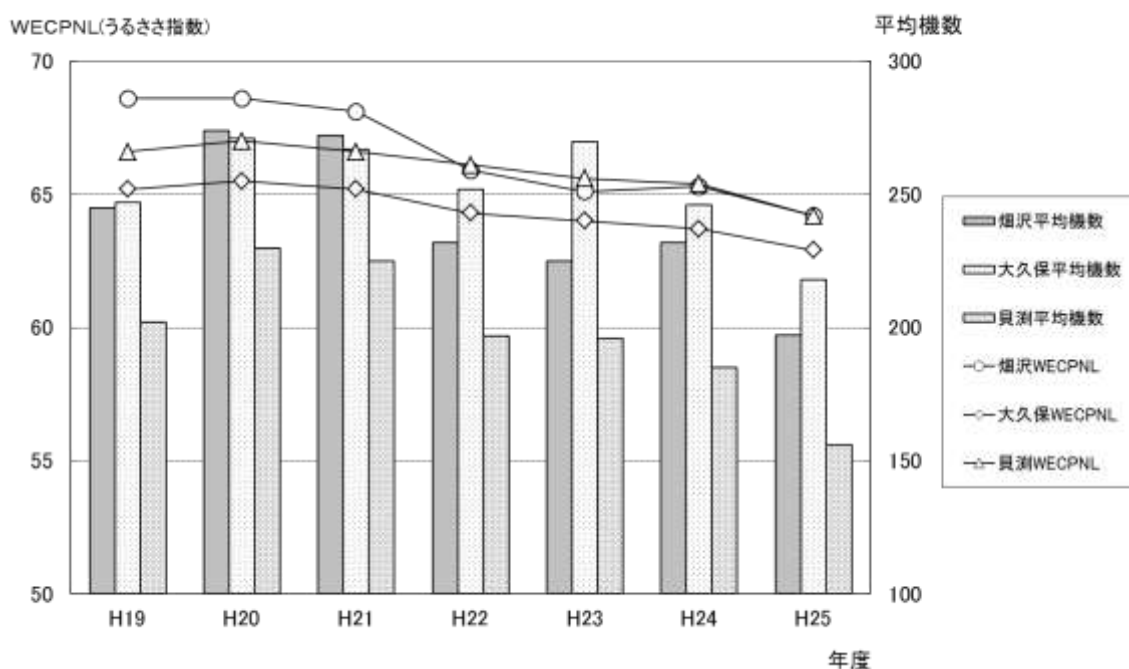


図 3-4 航空機騒音におけるうるささ指数及び平均機数の推移
出典：木更津市 「航空機騒音調査結果」

(2) 化学物質など

千葉県では大気汚染防止法に示されている有害大気汚染物質の中から、有機塩素系化合物、芳香族炭化水素類、アルデヒド類及び金属成分などの濃度測定を県下 35 地点で実施しています。平成 26 年度の測定では、環境基準や指針値が定められている全ての項目で環境基準及び指針値を下回っています。

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却などに伴い非意図的に生成される毒性の強い物質です。本市では、調査地点を定めて大気質と水質のダイオキシン濃度を調査していますが、いずれの調査地点においても環境基準を大幅に下回っており、問題は生じていません。

表 3-3 ダイオキシン類測定結果（大気質）

年度	調査地点	夏季	冬季	平均	環境基準
平成21年度	畔戸	0.014	0.057	0.036	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
平成22年度		0.015	0.085	0.050	
平成23年度	真里谷	0.019	0.031	0.025	
平成24年度		0.0062	0.020	0.013	
平成25年度	清見台(清見台小学校)	0.013	0.064	0.039	
平成26年度		0.0093	0.025	0.017	

表 3-4 ダイオキシン類測定結果（水質）

年度	調査地点	夏季	冬季	平均	環境基準
平成21年度	椿(椿橋)	0.25	0.055	0.15	1pg-TEQ/L以下
平成22年度		0.073	0.06	0.067	
平成23年度		0.10	0.098	0.099	
平成24年度		0.11	0.057	0.084	
平成25年度		0.14	0.041	0.091	
平成26年度		0.20	0.042	0.12	

(3) 放射性物質

平成 23 年 3 月の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故の際に、大量の放射性物質が環境中に放出されました。

この事故の後、市民の間で放射性物質への関心が高まりました。アンケート調査によると、市民の約半数は「放射性物質などによる人体への影響」に関心を持っています。

これを受けて、本市では市内の各地点で空間線量を測定し、観測結果を公表しています。また、希望者に対して放射線量計の貸し出しを行っています。

これまでの定点観測の結果、市域において市で定めた対処方針の基準（通常の公共空間などでは地上 50 c m で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ ）を超過する空間線量は確認されておらず、時間の経過に伴い空間線量は低下しています。

また、廃棄物の処理にあたり、焼却飛灰中の放射性物質濃度が上昇したため、草木や側溝土砂の受入停止や飛灰の一時保管を余儀なくされるなど、対応に苦慮しました。なお、現在の放射性物質濃度については、事故による放射性物質の放出が一過性であったことや、自然減衰などにより濃度が低下しています。

表 3-5 平成 26 年度の各地域の放射線量（地上 50 c m）

単位：マイクロシーベルト／時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）

地域(地点数)	年間平均値	年間最大値	最大値 測定地点
金田・岩根地区(6 地点)	0.07(0.07)	0.10(0.11)	畔戸測定局(畔戸 1525 地先)
木更津地区(11 地点)	0.07(0.08)	0.10(0.12)	旧木更津市役所本庁舎(潮見 1-1)
中郷・清川地区(8 地点)	0.08(0.09)	0.11(0.13)	伊豆島公園(ほたる野 4-18-1)
波岡地区(4 地点)	0.09(0.10)	0.11(0.13)	畑沢測定局(畑沢南 2-16-1)
鎌足地区(4 地点)	0.07(0.08)	0.10(0.11)	かずさ DNA 研究所(かずさ鎌足 2-6-7)
富来田地区(5 地点)	0.06(0.07)	0.08(0.08)	富岡公民館(下郡 1770-1) 富来田公民館(真里谷 110) 真里谷キャンプ場(真里谷 5343-8)

注 1：() 内の値は、平成 25 年度のものを示しています。

注 2：測定機器は、携帯型サーベイメータ（TCS-172B 日立アロカ社製）

課 題

- ❖ 騒音・振動対策の推進と良好な生活環境の確保
- ❖ 放射性物質などの情報収集・状況の把握

目 標

騒音・振動対策を推進し、引き続き放射性物質の監視を行うことで市民の生活環境を保全します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①騒音・振動対策の促進

- ・道路騒音・振動を継続的に監視します。
- ・東京国際空港及び木更津飛行場の航空機騒音の調査を継続し、騒音の監視を行います。
- ・県や関係機関と協力し、国に対して申入れを行い、航空機騒音の低減を目指します。

②化学物質による環境汚染の防止

- ・環境中にある有害化学物質、放射性物質などの監視・観測を行い、市民や事業者への情報提供に努めます。
- ・化学物質による汚染の防止を推進します。
- ・減農薬、減化学肥料農業、有機栽培農業の啓発を行います。
- ・公共物などの建設時には有害物質の発生の少ない材料の使用に努めるとともに、その利用の普及を図ります。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・自動車などの空ぶかし、アイドリングはやめましょう。
- ・自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や公共交通機関、自転車などを利用する生活を心がけましょう。
- ・家庭でのテレビやステレオ、楽器の音量、ペットの鳴き声など生活騒音を出さないように心がけましょう。
- ・無農薬や有機栽培農業などによってつくられた作物を積極的に購入しましょう。
- ・住宅などの建設時には有害物質が発生しにくい材料を使用しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・自動車などの空ぶかし、アイドリングはやめましょう。
- ・自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や公共交通機関、自転車などを利用する生活を心がけましょう。
- ・遮音壁など防音施設の設置を進めましょう。
- ・低騒音型の機械を使うなど、騒音、振動の発生を抑制しましょう。
- ・深夜営業する飲食店などは、近隣に迷惑が掛からないようにしましょう。
- ・近隣住民の生活時間帯に配慮し、騒音・振動の基準を守りましょう。

現状と課題

(1) 事業者との協定

企業の事業活動に伴う環境負荷を低減し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、千葉県・本市・企業の三者間で「環境の保全に関する協定」を締結しています。また、かずさアカデミアパークに立地する企業などとは、環境汚染の未然防止を図るとともに、自然・人・技術のバランスのとれた理想的な環境の維持・向上を図るため、「かずさ環境協定」を締結し、当該企業に対して環境保全対策の実施状況を記載した「環境報告書」や、環境保全対策の計画を記載した「環境保全計画書」の作成・提出を求めています。

(2) 苦情への対応

本市では、環境管理課の職員から公害苦情相談員を選出し、苦情の解決にあたっています。

平成26年度の苦情件数は合計93件です。近年は、産業公害に関する苦情よりも日常生活に密着した近隣苦情が多く、苦情の内容も多様化してきています。特に、ごみの屋外焼却による大気汚染や悪臭の苦情が多くを占めています。

このような近隣苦情の場合、感覚的・心理的な苦情が多く、苦情の解決にあたっては、周辺環境に対する配慮を、お互い相手の立場に立ち理解することが必要です。

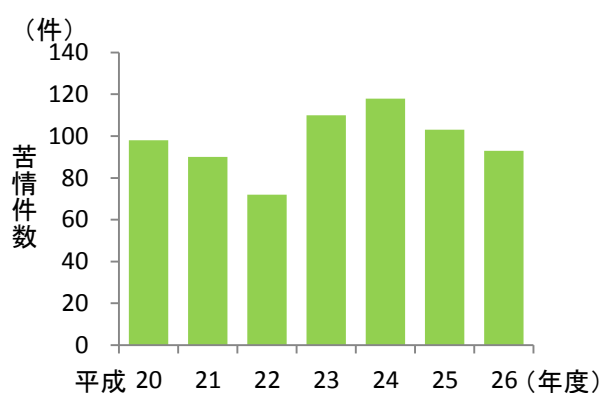


図 3-5 苦情受付件数の推移

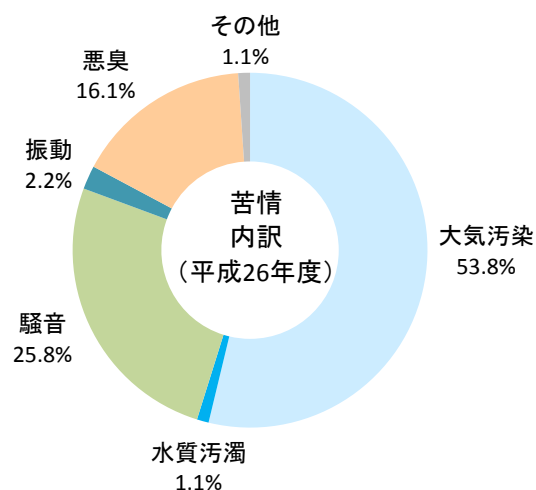


図 3-6 苦情の内訳

課 題

- ❖ 協定の遵守状況の確認
- ❖ 生活密着型の苦情への適切な対処

目 標

苦情には、迅速かつ適切に対応し、良好な生活環境を確保します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①発生源の監視

- ・ 協定締結事業場への立入調査の実施及び指導を行います。
- ・ 協定締結事業場からの事前協議に対し、適切に対応します。

②生活マナー・モラルの向上

- ・ ペットの糞の適正処理や飼育方法のルールやマナーの普及啓発を行います。
- ・ 屋外での焼却行為（野焼き）防止のための啓発・指導に努めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 騒音や悪臭などで、近所の迷惑にならないようにしましょう。
- ・ 屋外での焼却をしないようにしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 事業活動に伴う騒音や振動、悪臭などを発生させないよう十分に注意しましょう。
- ・ 建設機械や重機などによる騒音・振動の苦情が無いよう十分に注意しましょう。
- ・ 屋外での焼却をしないようにしましょう。



犬のフンの放置を防止する看板

第2節 身近な自然の保全と自然共生社会の構築

1

身近な自然の保全

現状と課題

(1) 市域の自然の状況

本市の自然は、海、干潟、川、河原、田・畑、ため池、湧水、森林など、多様な環境を有しており、生物多様性を維持する上で好適な条件がそろっています。

市域の東部は、小櫃川を水源とする田園地帯を形成し、房総半島内陸部の特徴として見られる房総丘陵の山林が広がっています。富来田地区の丘陵地帯には貝類などの化石を豊富に含む地層が厚く連続的に発達し特異な地質を形成していることから、県は昭和 51 年に同地区の 23.14ha を自然環境保全地域として指定し、保全に努めています。

また、海岸部には塩性湿地植物群落などを背後に持つ「盤洲干潟」(小櫃川河口干潟)があり、飛来する水鳥や棲息する動物の種類が多く、貴重な自然の財産としてその保全を図ることが求められています。

盤洲干潟は、東京湾の原風景を今に止める貴重な干潟であり、1,400ha の広大な面積を持つ日本最大級の砂質干潟として知られています。また、環境省選定の「日本重要湿地 500」に指定され、貴重な生物が豊かな生物多様性を維持しながら存続しています。現在、千葉県が盤洲干潟の千葉県自然環境保全地域の指定に向けて取り組んでおり、本市もこれに協力しています。

(2) 外来生物の状況

アンケート調査によると、市民の約半分は「野鳥や昆虫などが生息する自然の豊かさ」に満足しており、本市の自然の豊かさが再確認されました。しかし、近年では外来生物による影響が危惧されており、本市においても外来生物の分布・生息が報告されています。

平成 25 年度には、特定外来生物に指定されているセアカゴケグモが市内で確認されました。また、外来性の植物として、メリケントキンソウが平成 26 年に市内公園において繁殖しているのが確認されたため、駆除しました。これらをはじめとする外来種による被害の発生を未然に防止するため、状況に応じた駆除対策を検討していきます。



【セアカゴケグモ】

熱帯から亜熱帯を中心に分布し、毒を持っているため咬まれた場合には腹痛・胸痛などの症状がおこることがあります。



【メリケントキンソウとその種子(右)】

この植物は南米原産で、草丈は 5～10 cm と低く、地面を這うようにして日当たりのよい場所に生えているため、人が芝生の上で座ったり手をついたり、裸足で歩いたりするとげが刺さってけがをする恐れがあると報告されています。

課 題

- ❖ 盤洲干潟をはじめとする貴重な生態系（生物生息環境）の保全
- ❖ 外来生物対策の強化による生物多様性の確保

目 標

貴重な生態系の保全と併せて、身近な生物多様性の確保に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①身近な動植物の保全と外来生物対策の強化

- ・ 動植物の保全、生物多様性の確保についての市民の理解・協力に向けた広報・啓発に努めます。
- ・ 道路や河川などの改修・整備に際して、自然環境に配慮した工法の採用を検討します。
- ・ 外来生物の把握と適正な駆除を行います。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 砂浜や干潟、河川など生物の生息環境の保全活動に参加しましょう。
- ・ 動植物をむやみに捕まえたり、持ち帰ったりしないようにしましょう。
- ・ 動植物は正しく飼育・栽培し、むやみに遺棄しないようにしましょう。
- ・ 外来生物の持ち込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 砂浜や干潟、河川など生物の生息環境の保全活動に参加しましょう。
- ・ 大規模事業の実施には、自然環境への影響について十分に調査しましょう。
- ・ 大規模事業による自然環境への影響を最小限になるように努めましょう。
- ・ 野生生物の生息環境の保全や保護活動には積極的に参加・支援しましょう。

現状と課題

(1) 森林・農地の適正管理

本市は、市民の意識調査などからも「海」「港町」というイメージが強いのですが、後背には森林と農地などが広く分布しています。

本市の総面積は 138.94km²で、これを地目別にみると、山林が 33.97 km²、農地（田・畑）が 33.19 km²であるため、市の土地面積の約 1/2 は山林・農地で占められています（平成 26 年現在）。

また、本市は自然環境に恵まれている他、東京都心部などの消費地へのアクセス性に優れていることから、県下でも有数の農業生産地域となっています。

森林や農地は、食料や林産物の提供の他、温室効果ガスの吸収源や地域の水源としての機能、大切な景観資源、市民にとっての憩いの場所の提供などの多くの機能を果たしています。

しかし、現状でも農林業に従事する人の高齢化や担い手不足などの問題が生じています。

今後、管理の行き届かない森林や耕作放棄地（遊休農地）の増加に伴い、森林や農地の持つ水源かん養機能をはじめとする各種の機能の低下が考えられるため、将来において健全な森林や農地を維持するための対策が必要です。

(2) 野生鳥獣との共生

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素であり、近年の自然保護意識の高まりに伴い、鳥獣保護への関心が高まってきています。

市域には、矢那地区に県指定の鳥獣保護区が設定されており、野生鳥獣の適正な保護・管理のための取り組みが行われています。

しかし、近年では、イノシシやアライグマ、ハクビシンなどの有害鳥獣による農作物への被害の増加や、一部の野生鳥獣が郊外の集落などに出没したりすることなどによる地域住民との軋轢が増加してきていることから、本市では、箱わなの貸し出しなどによる駆除を行っています。

今後は、地域の自然的・社会的特性などを踏まえて、地域住民と鳥獣の共生が図られる配慮が必要です。

課 題

- ❖ 農業・林業の活性化と森林や農地の適正な管理
- ❖ 野生鳥獣の適正な管理と保護

目 標

担い手の確保と、景観資源としての基盤整備の推進により森林や農地、鳥獣を適正に管理します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①森林と農地の保全

- ・ 里山保全・美化を行う地域的な取組への支援を行います。
- ・ 森林の整備及び適正な維持管理を推進します。
- ・ 農地の流動化・集積の促進・遊休荒廃農地対策を推進します。
- ・ 農業、林業従事者などへの支援を行います。

②動植物の生息・生育環境の保全と創出

- ・ 開発に当たっては、生態系などの負荷を軽減するよう配慮します。
- ・ 関係機関と連携して野生動物の保護に努めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 山ではむやみに草花を採ったり、ごみを捨てたりしないようにしましょう。
- ・ 森林や農地の役割や価値について理解を深めましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 農薬や化学肥料などの適切な使用を進めましょう。
- ・ 農地の適正管理により、農地の持つ公益的機能の維持に努めましょう。
- ・ 遊休荒廃農地の有効活用を検討しましょう。



アライグマ



ハクビシン

（提供：千葉県環境生活部自然保護課）

現状と課題

(1) 自然保護活動、自然とのふれあいの状況

本市では、平成4年に「木更津市小櫃川河口干潟保全基金」を設置、平成21年3月には名称を「木更津市盤洲干潟保全基金」に改め、干潟の保全とその活用を図るための活動に資金を活用しています。市民団体により、盤洲干潟の自然を守るため「干潟クリーン作戦と観察会」や、講師を招いて「親子で参加できる盤洲干潟学校」が開催され、干潟の保全に向けて市民の意識啓発が図られています。

また、高蔵寺の「鎌足桜祖株」、樹齢150年を超し大樹に成長している矢那の「安西家のキササギ」、大稲の「松本家のグミ」、真里谷の「根本家の椎」が市の天然記念物として指定され、地域の文化財として大切にされています。

この他、馬来田地区の「いっせんぼく湧水」を含めた地域環境整備の取り組み、ほたるやタナゴの保護のための周辺の環境整備の取り組み、「ちば環境再生基金」を活用した「なのはなエコプロジェクト」など、様々な自然環境の保全活動がボランティアやNPOなどにより進められています。

このように、本市では各種の自然保護活動が活発に行われています。

その一方で、アンケート調査によると、「自然との親しみやすさ（身近な自然の保全、自然とふれあう場の整備など）」に満足している市民は約25%、不満としている市民は約35%でした。

また、市に取り組んでほしいこととしては、「公園など自然とのふれあいの場の整備」が約40%であり、最も要望が高くなっていました。

こうした結果を踏まえると、今後は、市民が自然と親しむ場所や機会の拡大・充実に向けた取り組みの推進が必要と考えられます。

(2) 緑の保全・創出

本市は森林や農地が多く、緑に恵まれた環境にあります。

しかしながら、今後、人口減少や高齢化の進行などの内的要因の他、広域幹線道路網の整備などの外的要因により、都市構造や土地利用の変化が見込まれ、また、今後森林の荒廃や遊休農地の増加への適切な対応が必要になります。

そこで、緑の保全・活用などを推進するにあたり、身近な緑の減少や環境・景観などに対する市民の関心の高まり、また、少子高齢化社会の進展や土地利用の変化などに対応するため平成24年4月に「木更津市みどりの基本計画」を策定しました。この計画に基づき、緑の保全・創出を目指します。

課 題

- ❖ 自然とふれあう機会・場所の充実
- ❖ 自然環境保全の意識の向上

目 標

自然とのふれあいの推進により、市域の自然環境保全に向けた意識を高めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①みどりのまちづくりへの参加の促進

- ・ 里山・里海などの身近な自然の大切さや地域の環境問題に触れ、体験学習をしていくための拠点、施設整備を行います。
- ・ みどりのまちづくりへの主体的な市民参加を図るための体制を整えます。

②市街地における緑化の推進

- ・ 都市公園や街路樹の維持管理を図り、緑豊かな都市空間の創出に努めます。
- ・ 緑化意識の啓発に努めます。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 緑化への理解と実践を深めましょう。
- ・ 公園などの維持管理活動に積極的に参加しましょう。
- ・ 自然体験などを通じて積極的に環境学習に取り組みましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 緑化への理解と実践を深めましょう。
- ・ 公園などの維持管理活動に積極的に参加しましょう。



いっせんぼくの遊歩道



根本家の椎

現状と課題

(1) 風景・景観の状況

本市は、海や山の自然的要素の他、農村部から都市部まで多様な環境を含むため、風景・景観についても、海浜部景観、市街地景観、田園景観、山林景観など多様性に富んでいます。

このうち、市街地景観については、中心市街地と周辺市街地で趣が異なります。

古くから開けた中心市街地は、全体として緑が乏しい中で、公園や寺社がまちなかの緑の景観を形成しています。

これに対し周辺市街地は、中心市街地の外周の台地上に開発されたものであり、公園などの緑に加えて住宅の生垣や庭の緑が豊かであり、寺社の社寺林にも恵まれています。また、市街地背後の台地を縁取る緑の景観が特徴的であり、要所要所から望める緑の連なりが視覚的に潤いをもたらす景観となっています。

アンケート調査によると、市民の約半分は「見晴らしの良さ（良い眺望場所の存在）」に満足しています。しかしその一方で、市民の過半数が「まちなみの景観のよさ」に不満であることがわかりました。また、市に取り組んでほしいこととしては、「街並み等の景観美化推進」が約30%であり、市民からの要望が高くなっています。

これらのことから、本市では自然による景観と市街地における人工的な景観を分けて考える必要があり、自然による景観については良好な状態を保全する一方、中心市街地においては良好な景観形成に向けた取り組みの推進が必要です。

(2) 風景・景観の保全・創出の取り組み

本市では、特に古くからの中心市街地において、緑の確保と良好な都市景観の創出のため、緑地の整備や緑化が進められています。このとき、市街地部に点在する神社仏閣、レトロな建造物などによる歴史的・文化的景観も合わせて保全していくことが必要です。

また、盤洲干潟、小櫃川、かずさ丘陵などの本市独特の美しい自然景観を適正に保全していくための対策が必要です。

この他、屋外広告物に対しては、「千葉県屋外広告物条例」により、景観の保全に配慮するなどの規制を行っています。

このように、本市には大切にしたい風景・景観が数多くあり、これらを守るため、本市では良好な景観形成に向けて、景観計画・景観条例を作成しました。

課 題

- ❖ 景観を保全する意識の高揚
- ❖ 市域全体での良好な景観形成の推進

目 標

地域全体での美観や地域住民の意識の向上に向けて、より良い景観の保全と創出を総合的に推進します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①良好な景観の保全と創出

- ・ 景観に関するイベントや講演会などを開催し、良好な景観形成に対する意識の醸成を図ります。
- ・ 街路、公園、港湾などの公共施設整備を景観に配慮して進め、都市景観の向上に努めるとともに、民間建築物などの景観形成への誘導を図ります。
- ・ 郷土景観を代表する景勝地の保全と利用を市民の協力を得ながら推進します。
- ・ 開発に当たっては、自然景観の保全に配慮します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 歴史を感じる建築物や植木、生け垣を良好な状態に保つように心がけましょう。
- ・ 良好な自然景観の源になる森林、農地の保全に協力しましょう。
- ・ 景観形成に関する理解と参加を積極的に行いましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 施設整備や看板設置に際しては、周辺環境との調和に努めましょう。
- ・ 敷地内の緑化を行うなどして、自然環境を生かした都市景観の保全、創出に努めましょう。
- ・ ライトアップの際には、周辺環境への影響や省エネの観点からの配慮に努めましょう。



富士に沈む夕日（中の島大橋）

第3節 資源を大切にする地球環境にやさしいまちづくり

1

ごみの減量化と適正処理

現状と課題

(1) ごみの減量化・資源化

本市は、平成23年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理に係る基本理念やごみの減量化に向けた目標を明確にしました。そして、ごみの減量化・資源化、ごみの適正処理と効率化、市民・事業者などとの協働に向けて、市民、事業者、市の役割分担を明確にした上で、各種の取り組みを推進しています。

家庭から出るごみの中で、最も重量の大きな生ごみの減量のため、本市は生ごみ肥料化容器などの購入に対する助成金を交付し、生ごみの自家処理を推進しています。

また、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、町内会・子ども会などの地域団体による資源ごみの集団回収に助成金を交付しています。

これ以外にも、ごみの分別徹底に向けた広報や、指定ごみ袋制度、ごみの一部有料化などを実施しており、これらの取り組みの結果、本市のごみの排出量は減少傾向にあります。

アンケート調査によると、市民の過半数は、日頃から「容器包装削減への協力」、「資源回収などのリサイクル活動への参加」に取り組んでいます。また、市内の事業者の過半数は、日常的に廃棄物の削減などに配慮しています。

しかし、1人1日当たりのごみ排出量をみると、家庭系ごみ・事業系ごみのいずれも国・県の平均を上回る水準にあるため、今後も、不要なものほもらわない（リフューズ）、ごみの減量（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の「4R」を積極的に推進することで、ごみの減量化・資源化を目指します。

(2) ごみの適正処理

市域から排出されたごみは、木更津市クリーンセンター及び君津地域広域廃棄物処理施設で適正に処理されており、これまでにごみ処理が原因となる大気汚染や悪臭などが生じたことはありません。

今後も、収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの全てのごみ処理の過程において、より適正で安全な処理を目指すとともに、

処理費用の抑制をはじめとする業務の効率化を図っていきます。また、本市では、今後は人口減少と高齢化が進むことが予測されているため、これまで以上に合理的・効率的なごみ処理体制の構築に向けて、各種の検討を進めていきます。

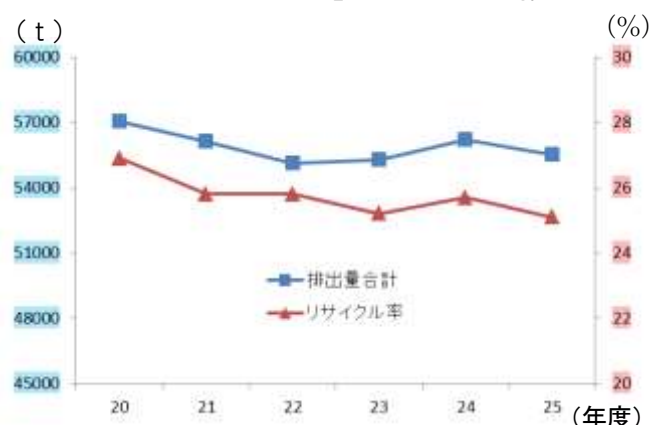


図3-7 ごみの排出量及びリサイクル率の推移

課題

- ❖ ごみの減量化・資源化の推進
- ❖ 合理的・効率的なごみ処理体制の構築

目 標

ごみの減量化・資源化を推進し、環境負荷の軽減に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①ごみの発生抑制

- ・ 事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化・資源化を推進します。
- ・ 小学校、保育所などから排出される生ごみの堆肥化事業を推進します。
- ・ 4R（Refuse：不要なものはもらわない、Reduce：減量、Recycle：リサイクル、Reuse：再利用）を推進します。
- ・ グリーン購入を推進します。

②ごみの適正処理の推進

- ・ 家電リサイクル法などに基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進します。
- ・ 小型家電リサイクル法に基づき、家庭の使用済み小型家電のリサイクルを推進します。
- ・ 災害時に発生する廃棄物の速やかな処理ができるよう対策を推進します。
- ・ 農業から出る使用済みのビニールやプラスチックの回収、再利用を支援します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ ごみの減量化や分別・リサイクルに努めましょう。
- ・ エコバックを持参しましょう。
- ・ 家電リサイクル法を遵守しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ ごみの減量化や分別・リサイクルに努めましょう。
- ・ 効率的・効果的な事業活動に努めましょう。
- ・ 環境にやさしい資材の利用を進めましょう。



ごみ収集車



小型家電回収ボックス

現状と課題

(1) 環境美化

本市は、平成8年3月に「木更津市空き缶等及び吸い殻などの散乱の防止などに関する条例」を施行、平成26年12月に名称などを「木更津市まちをきれいにする条例」に改正し、空き缶・吸い殻などのポイ捨てや犬の糞の放置を防止することにより、地域の生活環境の美化の促進及び美観風致の維持を図り、快適な生活環境の形成及び公衆衛生の向上を図ることとしています。

アンケート調査によると、市民の約半分は「公共用地のきれいさ（たばこやごみのポイ捨てなど）」を不満としています。また、市に取り組んでほしいこととしては、「不法投棄に関する対策」、「駅や路上でのポイ捨てなど、ごみの散乱防止」がいずれも約30%であり、市民からの要望が高くなっています。

こうした現状を踏まえ、本市では市域の美化活動を「まちをきれいにする運動」と名付けて、市民参加による一斉清掃を年4回、定期的に行っています（表3-6参照）。

また、ボランティア団体が定期的にまたは不定期に市内の清掃活動を行っており、これらの活動に対して支援を行っています。

特に、本市の貴重な自然である盤洲干潟には、流れ着いたごみも含めて多くのごみが捨てられています。このため、自然保護団体が定期的な美化活動（クリーン作戦）を行っており、本市はその活動に補助を行っています。

表3-6 本市が実施している市民参加の一斉清掃

清掃活動	実施時期	活 動 内 容
ゴミゼロ運動	5月の日曜日	市民・事業所により市内一斉に散乱ごみの清掃を実施。
矢那川清掃	8月下旬	矢那川周辺の市民と事業所が矢那川の原田橋から河口までの4.5kmの間の河川敷及び周辺道路の散乱ごみの清掃を実施。
海岸清掃	10月～11月	海岸線付近の市民と事業所が海岸線一帯の散乱ごみの清掃を実施。
河川清掃	2月	市内の各河川（小櫃川・烏田川・小浜川・畑沢川・矢那川）の周辺市民と事業所が散乱ごみの清掃を実施。

(2) 不法投棄対策

不法投棄は生活環境の悪化だけでなく、地下水汚染などの二次的な問題も引き起こします。

不法投棄対策としては、監視の強化による未然防止と早期発見・早期対策の実施が効果的といわれており、本市では、市内に不法投棄監視カメラを設置した他、不法投棄監視員制度や郵便局職員・農協職員からの情報提供制度を設け、早期発見に努めています。

空き地などの雑草をそのまま放置しておくと、不法投棄やポイ捨てが行われやすくなる他、雑草の中から害虫が発生することもあります。

本市では「木更津市まちをきれいにする条例」により、木更津市雑草等処理対策本部を設置し、空き地における雑草などの繁茂の解消に関して、地区ごとに担当者を定め、市全体で対応しています。また、年3回定期調査を行い、雑草などの繁茂の状態にある空き地の所有者などに対して、雑草の刈り取り・除去などをするよう指導・勧告を行っています。

課 題

- ❖ 地域の環境美化の推進
- ❖ 不法投棄の未然防止に向けた対策の強化

目 標

地域の美化活動の推進と不法投棄対策の強化により、清潔な地域環境を確保します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①不法投棄の防止

- ・不法投棄監視員のパトロールや監視カメラを設置し監視を強化します。
- ・投棄された場所に看板などを設置し、再発防止に努めます。
- ・産業廃棄物の不法投棄について、県や警察、隣接市などの関係機関と連携、協力して監視の強化、指導の促進を行います。
- ・広報などで不法投棄や屋外での焼却行為防止のための啓発を行います。

②ごみに対する意識の向上

- ・「まちをきれいにする運動」を継続実施します。
- ・ごみ問題に関する啓発や環境美化意識の浸透を図るため、イベントを開催します。
- ・市民・事業者のごみの減量・リサイクルについての理解を深め、モラルの向上に努めます。

③地域の環境美化の推進

- ・木更津市雑草など処理対策本部を設置し、空き地における雑草などの繁茂状態の解消に努めます。
- ・市内小学校と地域との連携により「地域まち美化推進支援事業」を実施し、環境美化の促進を行います。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ごみの不法投棄（ポイ捨てなども含む）はやめましょう。
- ・市民による監視、連絡体制をつくり、市民全員で監視、通報しましょう。
- ・地域コミュニティを確立し、ごみステーションの維持管理や清掃計画など地域単位でごみ問題に取り組みましょう。
- ・「まちをきれいにする運動」に参加しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・自ら所有する土地を適切に管理し、不法投棄を防止しましょう。
- ・事業所及びその周辺において、空き缶などの散乱防止及び清掃活動を進めましょう。
- ・「まちをきれいにする運動」に参加しましょう。

現状と課題

(1) 地球温暖化問題

近年、日本各地で 40 度を超える気温や、短時間の突発的な豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）が観測されています。本市での気象観測結果をみると、日平均気温は上昇傾向を示し、降雨の状況も以前より変動が大きくなっている印象があり、本市においても地球温暖化の影響が現れていると考えられます。

環境省の報告によると、地球温暖化の進行は単に気温の上昇だけでなく、台風など大雨時の被害の深刻化や沿岸部での海面上昇のリスクなどが懸念されています。

アンケート調査によると、市民の過半数は「地球環境問題（地球温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、海面上昇など）」や「エネルギー問題（化石燃料の枯渇、再生可能エネルギーの活用など）」に関心を持っています。また、市民の約半分は「大雨・台風時の風水害の危険性のなさ」に満足しています。本市では、これまでは風水害による被害は比較的少なくてすみましたが、リスクを軽減するためにも地球温暖化対策を進める必要があります。

(2) 地球温暖化対策

木更津市役所も温室効果ガスの排出事業者として、地球温暖化防止に率先して取り組んでいます。具体的には、平成 20 年 3 月に「第 2 次木更津市地球温暖化対策実行計画」を策定し、省エネ・省資源を推進することで、市の事務・事業からの温室効果ガスの排出抑制に努めています。

平成 26 年度の市の事務・事業からの温室効果ガス排出量は 13,863 t-CO₂ であり、この計画の目標を達成できませんでした。

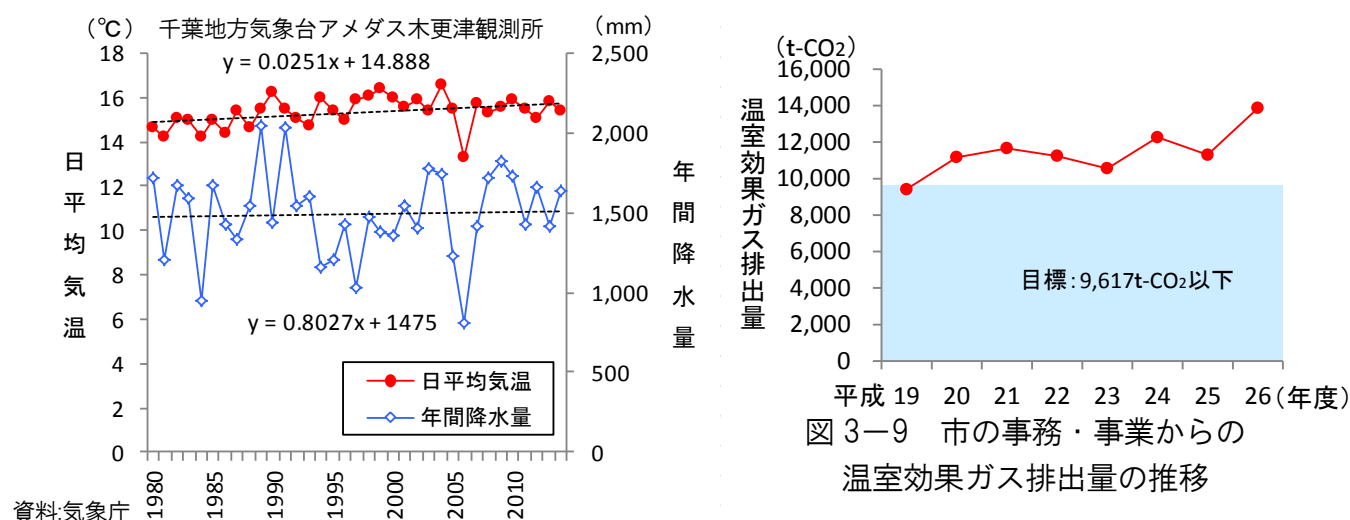


図 3-8 平均気温と降水量の推移

図 3-9 市の事務・事業からの温室効果ガス排出量の推移

アンケート調査によると、市に取り組んでほしいこととしては、「太陽光や風力などの再生可能エネルギーの活用」が約 30% であり、市民からの要望が高くなっています。

本市では、再生可能エネルギーの普及に向けて、市内の公共施設や学校などに対して、太陽光発電設備の設置を進めています。

また、家庭における省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及に向けて、住宅用太陽光発電設備や家庭用燃料電池システム（エネファーム）などを導入する市民に対して補助金を交付しています。

課 題

- ❖ 地球温暖化防止に向けた意識の向上
- ❖ 再生可能エネルギーの普及の促進

目 標

家庭生活や事業活動を見直し、効果的・効率的に省エネを行うなど、地球温暖化防止の取り組みを推進します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①省エネルギーの推進

- ・ 公共施設での省エネルギー設備、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・ 省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

②温室効果ガスの削減

- ・ 地球温暖化対策実行計画を見直し、温室効果ガスの削減に取り組みます。
- ・ 公用車のアイドリングストップに努めるほか、広報などによる市民、事業者への啓発に努めます。
- ・ 低公害車の導入を推進します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・ 地球温暖化防止推進委員となり、地球温暖化防止に自主的、積極的に取り組むとともにその普及啓発に努めましょう。
- ・ 自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や公共交通機関、自転車などを利用する生活を心がけましょう。
- ・ 生活習慣を見直し、省エネルギー・省資源に努め、温室効果ガスの排出量削減に努めましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・ 温室効果ガスの排出量の把握、削減に努めましょう。
- ・ 省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・ 自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や公共交通機関、自転車などを利用する生活を心がけましょう。

現状と課題

(1) 環境保全活動の状況

「環境基本計画」は、本市において市民、事業者、行政が一体となって環境保全の取り組みを総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

現在、市内で行われている主な環境保全活動としては、以下に示すものがあります。

今後も、市民や事業者の自発的な活動の推進に向けて、各種の支援などを行っていきます。

- ✿市内の公園や緑地で、自治会、市民団体、NPO 法人などの団体が、定期的に清掃や除草活動を行っています。また、児童遊園の大部分は、地域住民などにより維持管理が行われています。
- ✿「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づき土地所有者などとの協定が認定された市内の市民団体が、市内の里山で保全活動などを展開しています。
- ✿千葉県が市民と合意書を交わし、清掃用具の提供、傷害保険への加入、サインボードの提出、ごみの回収などの支援を行う「河川海岸アダプトプログラム」として、市内の市民団体が活動しています。
- ✿道路や駅などの街中、港や干潟で、自発的に清掃などの活動を継続して実施している市民や事業者などの団体があります。
- ✿盤洲干潟では、自然保護団体が定期的な環境調査や観察会などを実施し、市民への干潟の保全に向けた広報や啓発活動を行っています。

アンケート調査によると、市内の事業者の過半数は、日常的に省エネ・省資源などに配慮しています。また、環境保全に対する経済的コストについては、「法律で定められている義務・基準を達成するためのコストは負担する」が42%、「利益が減少しない範囲で、環境負荷低減のためのコストは負担する」が25%であり、市内の事業者は、環境保全に対する意識が高いことがわかります。

(2) 連携・協働の取り組み

環境保全のための取り組みは、それぞれを単独で行うのではなく、取り組みの実施主体が相互に連携・協働して「つながる」ことで、効果が大きくなります。

このため、本市では、市民・事業者・市がそれぞれの役割を担いつつ、共に取り組んでいくための体制づくりを進めています。

また、積極的な情報発信、意見交換などにより、情報の共有化を図り、より良い環境の保全・創出に向けた各種の取り組みを市民や事業者と協働で進めています。

(3) 環境教育の推進など

本市の環境をより良いものにするため、市民や次世代を担う子どもに対して環境教育を行っています。具体的には、公民館などで植物・生き物の観察会や研修会を実施している他、自然

とふれあう学習の場を提供するため少年自然の家キャンプ場を開設しています。

アンケート調査によると、市民の過半数は、日頃から「地球環境や水環境にやさしい生活のしかたを学習し、実行している」ことがわかりました。市民の環境保全に対する意識と実行力はかなり高い水準にあると考えられます。

その一方で、「環境に関する学習・交流機会の得やすさ」に満足している市民は約 10%に過ぎないため、改善に向けた対応が必要です。平成 23 年 6 月に改正された「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」では学校教育における環境教育の充実や自然体験などの機会の場の提供の仕組み導入などが盛り込まれており、本市においても更なる取り組みを検討していきます。

また、本市の自然環境や生活環境について、市民の約 25%が「よい」、約 20%が「悪い」、過半数は「よいとも悪いともいえない」と考えています。全体的に「良い」と考えている市民が多いですが、まず市民に対して環境に関する正しい情報を提供し、環境問題への関心を持ってもらうことが大切と考えます。本市では、市民が環境との関わりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識を得て、環境に配慮した生活を率先して行うことにより、本市の環境がより良いものとなるよう市のホームページや広報紙などで各種の情報を提供しています。

しかし、「環境情報の得やすさ」に満足している市民は約 10%に過ぎないため、改善に向けた対応が必要です。小中学生の過半数は、環境に関する情報の入手先が「テレビ・ラジオ」であり、これ以外では、「学校」、「家族や親戚」となっていたため、学校での環境教育や家族なども含めた環境情報の提供のあり方などについて検討が必要です。また、事業者の環境問題における関心の高まりに対して、「情報収集や対応を研究している」人は 22%であり、「具体的な対応はしていない」の 31%よりも少なく、事業者に対する情報提供のあり方についても改善に向けた対応が必要です。

課 題	❖ 市民や事業者の自発的な環境保全活動の支援 ❖ 市民・事業者・行政の連携・協働の取り組みの活発化 ❖ 学校や地域における環境学習の推進
-----	--



市民活動支援センター（きさらづみらいラボ）

目 標

市民・事業者・市がそれぞれの役割を担いつつ、よりよい環境の保全、創出に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①環境保全活動への参加の促進と活動支援

- ・「まちをきれいにする運動」など市民、事業者、市が一体となった環境美化活動を実施します。
- ・市民や市民団体、事業者の環境美化活動に協力します。
- ・市民、事業者、市が連携・協力しながら地域の環境保全活動に取り組むグランドワークづくりを推進します。

②環境情報の整理と共有及び環境教育の推進

- ・環境保全活動を実践する人たちの相互交流を図るため、情報提供や人材の共有化、市民活動の活性化などを促進します。
- ・環境基本計画や環境行動計画の進行管理状況を定期的に公表します。
- ・市民への環境学習や学校での環境教育を推進します。

市民の取り組み（環境配慮指針）

- ・環境情報の収集・交換を積極的に行いましょう。
- ・自然観察会や体験学習などに積極的に参加しましょう。
- ・市民団体や市などが行う環境保全活動に参加しましょう。
- ・家庭内で環境問題について話し合う機会をつくりましょう。また、子供には環境の大切さを教えましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- ・環境情報の収集・交換を積極的に行いましょう。
- ・市民団体や市などが行う環境保全活動に参加しましょう。
- ・社員に対する環境教育を実施しましょう。

第 4 章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

各主体の役割

本計画を推進するためには、市民、事業者、市の各主体が、家庭や地域、学校や職場などにおいて、環境に関する取り組みを確実に行う必要があります。また、環境に関する取り組みを各主体が行う際には、お互いに協力し連携していくことも必要です。

①市民・事業者

市民・事業者は、それぞれの取り組みについてできることから率先して実施していきます。なお、必要に応じ市の支援協力や環境情報の提供を受けながら各取り組みを実施していきます。また、市が行おうとする取り組みに対しては、その内容について共に考え、そして行動していきます。環境情報の提供も行います。

②市

市は、市の行うべき取り組みを関係各課において推進します。

本計画に記した環境施策の実施状況や目標達成状況を把握し、計画全体の進行状況を評価するとともに各環境施策の調整、検討を行います。また、市民・事業者の環境保全活動に対する支援協力を行ったり、環境情報の提供を求めます。

そして、本計画に基づく環境保全の取り組みや事業の円滑な推進に向け、適切な予算措置を講ずるとともに、市民・事業者の環境保全活動やボランティア活動に対する経済支援のための措置を検討します。

環境審議会の役割

環境審議会は、市民、有識者などから構成されており、本計画に基づく各環境施策の実施、推進状況について、専門的な立場から広範な見識をもって助言や提言を行います。

国、県、周辺市町村、研究機関、団体などとの協力・連携

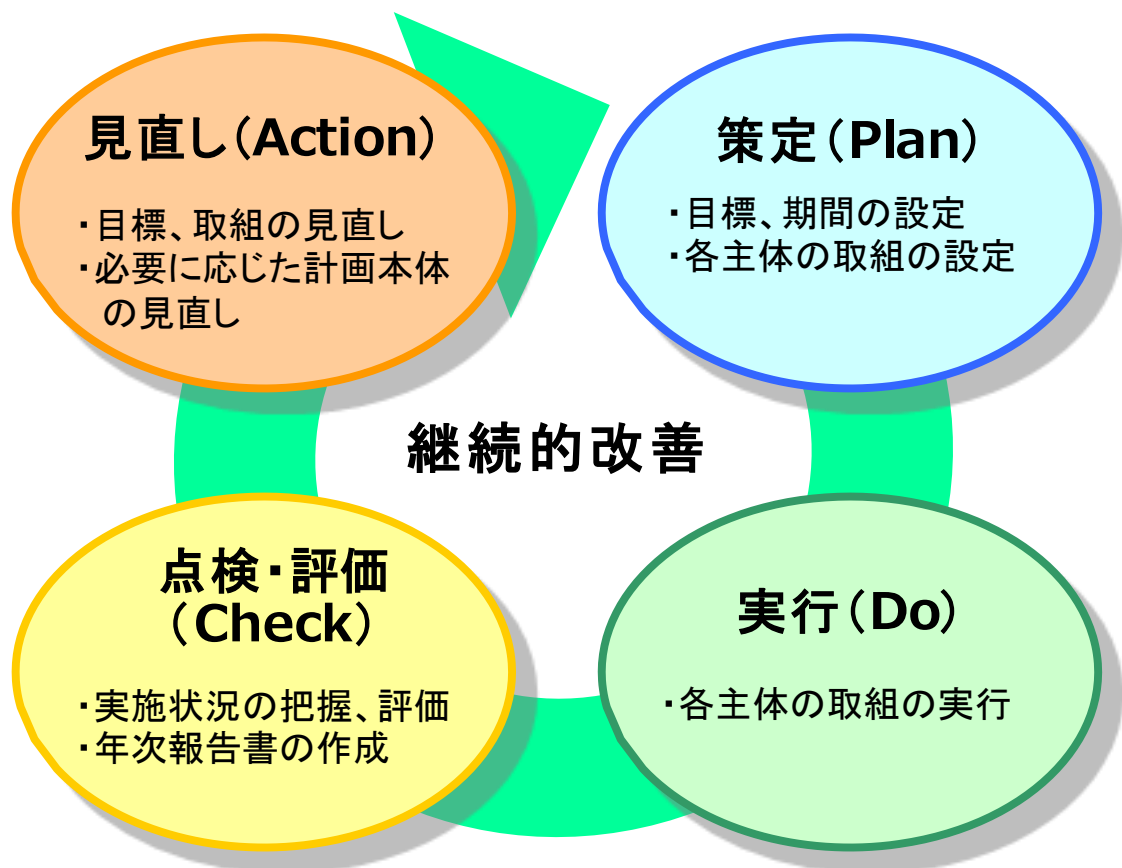
水質、大気、エネルギーなど広範囲で、かつ他分野と連携している課題に関する環境保全活動を推進していくためには、市域を越えた広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知識や新しい情報が必要となります。このため、国や県、周辺市町村、研究機関、団体との協力・連携を図ります。

第 2 節 計画の進行管理

環境基本計画の実効性を高めるためには、その進行状況を点検・評価することが必要です。そのために環境行動計画を策定し対応していきます。

また、環境行動計画の進行状況や評価結果については、「PDCAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行うことにより、継続的な改善を図っていきます。

環境基本計画は、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応可能なものとして継続させるため、国や県の施策などの動向を踏まえ、概ね 5 年ごとに見直しを図ります。



資料編

資料 1

環境審議会委員

選出区分	委員氏名	備考
市議会議員	齊藤 高根	副会長
	田中 紀子	
学識経験者	大日方 惟忠	会長
	神田 豊彦	
	鶴尾 和憲	
	富沢 道博	
	山口 仁	
	湯谷 賢太郎	
住民代表	石渡 宏	
	市川 悟	
	高橋 幸子	
	山口 和江	
	山口 嘉男	
関係行政機関の 職員など	石橋 芳継	
	一戸 貞人	
	澤川 隆	
	米丸 文啓	

資料 2

検討の経過

平成 27 年 5 月	第 1 回環境基本計画改定委員会開催 改定方針、スケジュールの説明
平成 27 年 6 月	第 1 回環境審議会開催 改定方針、スケジュールの説明
平成 27 年 11 月	第 2 回環境基本計画改定委員会開催（書面会議）計画（案）の説明、意見照会
平成 27 年 12 月 ～平成 28 年 1 月	パブリックコメント実施
平成 28 年 1 月	第 2 回環境審議会開催 計画（案）の諮問・答申
平成 28 年 2 月	第 3 回環境基本計画改定委員会開催（書面会議）計画最終案の確認

資料 3

パブリックコメントの結果

木更津市では平成 27 年 12 月 16 日から平成 28 年 1 月 15 日までの 1 ヶ月間「第 2 次木更津市環境基本計画（案）」のパブリックコメントを実施し、市民・事業者からの意見募集を行いました。

資料閲覧場所：朝日庁舎 2 階行政資料室、図書館、各公民館、木更津市ホームページ

提出された意見（2 人 12 件）	回答
①地球温暖化対策に関する市の施策に賛同いたします。さらに、施策を補完する観点から、市の施設については、千葉県の施策にありますように、再生可能エネルギーの導入や既存エネルギーの高度利用、省エネルギーの設備の導入について積極的にご検討いただくよう提案いたします。これにより、既存エネルギーにおいても省エネルギー・省 CO2 性に富んだ高効率機器の採用が進みエネルギーの高度利用も進みます。また、第 2 次木更津市環境基本計画が目指す、まちの姿「より良い環境を創出するための取り組み」の実現のため有効と考えます。	①P.45 の記述内容を検討した結果、市の取り組み（施策）のうち、「公共施設での省エネルギーを推進します。」を「公共施設での省エネルギー設備、再生可能エネルギーの導入を推進します。」に修正いたします。また、市民・事業者を対象とした施策と区別するため、「省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入を推進します。」を「省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入促進を図ります。」に修正いたします。なお、既存エネルギーの高度利用などの具体的な施策については、今後策定を予定している「木更津市環境行動計画」で検討いたします。
②P.22 「H 24 年度に市民、小中学生、事業者を対象に実施した環境の現状に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）によると、」とある。そこで、環境基本計画改定事業のアンケートをしたことを P.2 に明記しておくべきではないか。 できれば対象と人数くらいは書いておく必要があると思う。	②記述内容を検討した結果、P.2 の 15 行目「社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、環境にやさしいまちを未来につないでいくため、」を「社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応するため、H24 年度には市民・事業者・市内小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。この結果を踏まえ、環境にやさしいまちを未来につないでいくため、」に修正いたします。
③P.22 火葬場の排気を調べたことも加筆したほうがいいのか。	③火葬場の排ガス測定については現状の把握及び建替えのための資料などを目的として実施したものであり、火葬場建替えは個別の施策であることから本計画へへの記載はなじまないと考えます。

提出された意見（２人１２件）	回答
④P.24 課題「大気質の情報収集・監視の継続」とあるが、文面をよむ限り、できたことしか書いてないので、何ができていなくて課題なのか、わからない。 ⑤P.22 表 3-1 下水道普及率 目標値 60.8%とあるが、H26 年度は 19.2%、合併浄化槽処理率 目標値 5.3%とあるが、H26 年度は 62.4%、農業集落排水処理率 目標値 16.2%とあるが、H26 年度は 0% いずれも、目標値と H26 年度は、数値にかい離があるが、説明がほしい。 ⑥P.26 自衛隊の騒音は、測ったことがないのか。通常のうるささ指数を測っておいたほうがよいと思われる。今後、オスプレイも整備されるため。 ⑦P.28「基準を超過する空間線量は確認されておらず」とあるが、「基準の空間線量は地上 50cm で 0.23 μsv/h」と表記しておいたほうが、市民にわかりやすい。 ⑧P.30 まち美化条例をつくったことは、啓発に努めるのに大きなことだと思うが、掲載しないのか。今までもペットのマナー講習会もしていて、P.31 に②に書かれていることは、現在もしていて継続するわけですから。 ⑨P.32 公園内のメリケントキンソウは、都市整備部が市内の公園を総点検し、多かったのは畑沢、八幡台、清見台の一部で、消毒をしたところ、その後の繁殖は激減したと聴いています。行政が対応し、改善されていることなので、明記したほうが良いと思います。 ⑩P.34 関係機関と連携し、地域猫の避妊などに努めていたように聴いています。明記したほうが良いのでは。そのことを継続するために、P.35②に書かれているのだと推察しました。	④ご指摘のとおりであり、P.24 の課題を「大気汚染物質の削減と大気汚染の未然防止」に修正いたします。 ⑤記述内容を検討した結果、「一部地域で公共下水道の整備が進みませんが、合併浄化槽の普及が進み、生活排水処理率は改善されています。なお、農業集落排水は H22 年度の汚水適正化処理構想の改正により計画が廃止となりました。」を追記いたします。 ⑥本文中にあるとおり、自衛隊の騒音は毎年 1 回、久津間地区において測定を行っております。なお、測定結果はホームページなどで公表しております。 ⑦ご指摘のとおりであり、P.28 の 8 行目「基準を超過する空間線量」を「市で定めた対処方針の基準（通常の公共空間などでは地上 50cm で 0.23 μsv/h）を超過する空間線量」に修正いたします。 ⑧「木更津市まちをきれいにする条例」は環境美化に係る基本施策に位置付け、P.42 ページに記載しております。 ⑨ご指摘のとおりであり、P.32 の 20 行目「メリケントキンソウが H26 年度に市内公園において繁殖しているのが確認されました。」を「メリケントキンソウが H26 年度に市内公園において繁殖しているのが確認されたため、駆除しました。」に修正いたします。 ⑩P.35 の市が行う取り組みの具体的な内容につきましては、今後策定を予定している「木更津市環境行動計画」で検討いたします。

提出された意見（２人１２件）	回答
⑪P.37 事業所においてゴミの減量、資源リサイクル運動などの環境教育を実践しましょう。は、この項目に、合わないと思います。 ⑫P.40 放射線量の関係で、草木を燃やすことができなかったこと、ごみ処理費用を抑制に努めたが、原発事故後の放射線量の有無により、適正に処理できず仮置き場のテントで保管したり、最終処分場への運搬費用が増えたものの、放射線量は自然減衰している状況のことが書かれていません。行政として、とても労力を費やしたと考えます。	⑪記述内容を検討した結果、P.37 の事業者の取り組みのうち、「事業所においてゴミの減量、資源リサイクル運動などの環境教育を実践しましょう。」を削除いたします。 ⑫記述内容を検討した結果、P.28 に次のとおり に放射性廃棄物に関する記述を追加いたします。「また、廃棄物の処理にあたり、焼却飛灰中の放射性物質濃度が上昇したため、草木や側溝土砂の受入停止や飛灰の一時保管を余儀なくされるなど、対応に苦慮しました。なお、現在の放射性物質濃度については、事故による放射性物質の放出が一過性であったことや、自然減衰などにより濃度が低下しています。」

資料4

諮問・答申

【諮問】

木環管第1908号

木更津市環境審議会会長 大日方 惟忠 様

第2次木更津市環境基本計画について（諮問）

このことについて、木更津市環境保全条例（平成12年12月20日条例第44号）第8条第3項の規定により、以下のとおり諮問いたします。

平成28年1月28日

木更津市長 渡辺 芳邦

記

- | | |
|--------|---|
| 1 諮問事項 | 第2次木更津市環境基本計画（案）に対する意見について |
| 2 諮問理由 | 平成15年3月に策定した木更津市環境基本計画の期間が平成27年度までであり、新たな計画を定めることが必要となっているため。 |
| 3 改定案 | 別添「第2次木更津市環境基本計画（案）」のとおり。 |

【答申】

木 環 審 第 3 号
平成28年2月12日

木更津市長 渡辺 芳邦 様

木更津市環境審議会
会長 大日方 惟忠

木更津市環境基本計画の改定について（答申）

平成28年1月28日付木環管第1908号で諮問のありましたこのことについて慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 改定の必要性について

現在の木更津市環境基本計画は、平成15年3月に制定されたものであり、その期間は平成27年度までとされている。

この間、基本計画及びその下位計画である木更津市環境行動計画の実行により一定の成果があったものの、計画制定後の社会情勢や環境行政を取り巻く状況の変化を考慮すると、これらに的確に対応する将来を見据えた計画を新たに策定する必要がある。

2 改定案について

諮問された計画案は、上記を踏まえ、今年4月に新たに制定された「きさらづ未来活力創造プラン」を初めとする他計画との整合を図りつつ、策定後の状況変化に柔軟かつ機動的に対応するため、構成を簡素化するとともに、よりわかりやすい内容となっている。

当審議会に示された案については、意見公募に寄せられた意見や、審議会開催前に委員から寄せられた意見などを踏まえ、市から一部を修正する旨の説明がなされた。そのほか、審議会当日に委員から意見、指摘などがあったところであり、それらを取りまとめると、別添1のとおりである。

市は、これらにより修正を行った修正案（別添2）を、第2次環境基本計画としたい、との意向である。

3 当審議会の意見について

当審議会は、第2次木更津市環境基本計画を修正案のとおりとすることについて、適当と判断する。
ただし、以下について特に留意するよう申し添える。

- (1) 寄せられた意見のうち、今回の基本計画で記載しなかった項目についても、真摯に受け止めるとともに、できる限り実行計画に反映させるよう努めること。また、今後の状況などの変化により必要に応じ基本計画に反映させること。
- (2) 今後の計画の改定にあたっては、市民の要望や課題を適切に把握できるような手法を研究し、その結果を反映させること。

【別添1】

提出された意見

パブリックコメント

①地球温暖化対策に関する市の施策に賛同いたします。さらに、施策を補完する観点から、市の施設については、千葉県の施策にありますように、再生可能エネルギーの導入や既存エネルギーの高度利用、省エネルギーの設備の導入について積極的にご検討いただくよう提案いたします。これにより、既存エネルギーにおいても省エネルギー・省 CO2 性に富んだ高効率機器の採用が進みエネルギーの高度利用も進みます。また、第2次木更津市環境基本計画が目指す、まちの姿「より良い環境を創出するための取り組み」の実現のため有効と考えます。

②P. 22「平成 24 年度に市民、小中学生、事業者を対象に実施した環境の現状に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）によると、」とある。そこで、環境基本計画改定事業のアンケートをしたことを p. 2 に明記しておくべきではないか。

できれば対象と人数くらいは書いておく必要があると思う。

③p. 22 火葬場の排気を調べたことも加筆したほうがいいのではないか。

④P. 24 課題「大気質の情報収集・監視の継続」とあるが、文面をよむ限り、できたことしか書いてないので、何ができていなくて課題なのか、わからない。

⑤P. 22 表 3-1 下水道普及率 目標値 60.8%とあるが、H26 年度は 19.2%、合併浄化槽処理率 目標値 5.3%とあるが、H26 年度は 62.4%、農業集落排水処理率 目標値 16.2%とあるが、H26 年度は 0%いずれも、目標値と h26 年度は、数値にかい離があるが、説明がほしい。

⑥P. 26 自衛隊の騒音は、測ったことがないのか。通常のうるささ指数を測っておいたほうがよいと思われる。今後、オスプレイも整備されるため。

⑦P. 28「基準を超過する空間線量は確認されておらず」とあるが、「基準の空間線量は地上 50cm で $0.23 \mu\text{sv/h}$ 」と表記しておいたほうが、市民にわかりやすい。

⑧P. 30 まち美化条例をつくったことは、啓発に努めるのに大きなことだと思うが、掲載しないのか。今までもペットのマナー講習会もしていて、P. 31 に②に書かれていることは、現在もしていて継続するわけですから。

⑨P. 32 公園内のメリケントキンソウは、都市整備部が市内の公園を総点検し、多かったのは畑沢、八幡台、清見台の一部で、消毒をしたところ、その後の繁殖は激減したと聴いています。行政が対応し、改善されていることなので、明記したほうがいいと思います。

⑩p. 34 関係機関と連携し、地域猫の避妊などに努めていたように聴いています。明記したほうがいいのでは。そのことを継続するために、P. 35②に書かれているのだと推察しました。

⑪P. 37 事業所においてゴミの減量、資源リサイクル運動などの環境教育を実践しましょう。は、この項目に、合わないと思います。

⑫P. 40 放射線量の関係で、草木を燃やすことができなかったこと、ごみ処理費用を抑制に努めたが、原発事故後の放射線量の有無により、適正に処理できず仮置き場のテントで保管したり、最終処分場への運搬費用が増えたものの、放射線量は自然減衰している状況のことが書かれていません。行政として、とても労力を費やしたと考えます。

環境審議会委員事前意見

①P23 市民の取り組み 事業者の取り組み

下水道の接続は法律で義務付けられており、やや後退した文言になっているとの印象を受けました。

②P24・25「野焼き」についての定義(?)はどちらかに統一すべきではないでしょうか? P25①三個目の「屋外での焼却行為」がより妥当だと考えます(P31でも使用されている)。

③P31 事業者の取り組みにおいて、「事業活動に伴い…」は、「事業活動に伴う…」としてはいかがでしょうか。

④P33「外来生物」と「外来動植物」の用語の使い分けの意図が分かりません。「外来植物」は駆除の対象から外れるように読みました。

⑤P38「中心市街地」と「周辺市街地」について、どの部分を指しているのかをある程度明確にすると、認識しやすいと思います。

⑥P42 環境美化と不法投棄対策

木更津市では、いわゆる「空き家条例」も制定されていますが、その部分には触れないのでしょうか?

⑦P51 三段落目につきまして、「環境基本計画は、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応可能なものとして継続させるため…」という文章はいかがでしょうか。

⑧p. 17 盤洲干潟の「洲」の文字は市としてどれかに統一しておいたほうがいいと思います。「洲」が多いですが該当ページでは「州」が使われています。

⑨p. 22 表 3-1 第2次小櫃川流域生活排水対策推進計画からの出典とありますが、市内一部だけのデータが載っているのに違和感を感じました。載せるのであれば市全域のデータが良いのではないのでしょうか。

⑩p. 32 盤洲干潟の県自然保全地域指定に向けて取り組んでいるとありますが、その先の話としてエコツーリズムへの利用やユネスコ・エコパーク(←壮大すぎるか?)への申請など、守るだけでなく活用に関する展望もあってもいいのではないのでしょうか。

⑪p. 46 環境教育について書いている部分は、環境教育など促進法をもう少し意識して書かれてはどうでしょうか。

環境審議会意見

- ①前計画に基づく環境保全の取り組みは一定の評価ができると記載されているが、施策の評価に関するアンケートの記述が個々に書いてあり、一望できないためわかりにくい。アンケートのあり方について検討してもらいたい。
- ②海域のCODについて、畔戸Aブイの値が木材港より悪いというのが信じがたい。引用されているデータや掲載されているグラフはどういったものなのか。
- ③現在、鵜が小櫃川河口でコロニーを作り繁殖しているが、私が子供のころには1羽もいなかった。生態系が崩れているからだと考えられるが、そのことについて言及されていない。
- ④下水道の普及は下水道熱という悪影響もあるが、そのことについて言及されていない。
- ⑤新川園のし尿処理を小櫃川ではなく下水道に流すことについて都市整備部と相談、検討はしているのか。下水処理場にはまだ余裕があると聞いている。

【別添2】

新旧対照表

当箇所	旧	新
2ページ 15行目	社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、環境にやさしいまちを未来につないでいくため、	社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に <u>的確に対応するため、平成 24 年度には市民・事業者・市内小中学生を対象にアンケート調査を実施しました。この結果を踏まえ、環境にやさしいまちを未来につないでいくため、</u>
17ページ 4行目	大気質の情報収集・監視の継続	大気汚染物質の削減と大気汚染の未然防止
10行目	盤州干潟をはじめとする貴重な生態系の保全	盤州干潟をはじめとする貴重な生態系の保全
23行目	環境情報の整理と共有	環境情報の整理と共有 <u>及び環境教育の推進</u>
22ページ 13行目	追加	<u>一部地域で公共下水道の整備が進みませんでしたが、合併浄化槽の普及が進み、生活排水処理率は改善されています。なお、農業集落排水は平成 22 年度の汚水適正化処理構想の改正により計画が廃止となりました。</u>
24ページ 21行目	廃棄物の焼却（野焼き）	廃棄物の焼却
24ページ 課題	大気質の情報収集・監視の継続	大気汚染物質の削減と大気汚染の未然防止
28ページ 8行目	基準を超過する空間線量	<u>市で定めた対処方針の基準（通常の公共空間などでは地上 50 c mで 0.23 μ sv/h）を超過する空間線量</u>
11行目	追加	<u>また、廃棄物の処理にあたり、焼却飛灰中の放射性物質濃度が上昇したため、草木や側溝土砂の受入停止や飛灰の一時保管を余儀なくされるなど、対応に苦慮しました。なお、現在の放射性物質濃度については、事故による放射性物質の放出が一過性であったことや、自然減衰などにより濃度が低下しています。</u>
31ページ 事業者の取り組み	事業活動に伴い騒音や振動、悪臭などを発生させないよう十分注意しましょう。	事業活動に伴う騒音や振動、悪臭などを発生させないよう十分注意しましょう。
32ページ 20行目	メリケントキンソウが平成 26 年度に市内公園において繁殖しているのが確認されました。	メリケントキンソウが平成 26 年度に市内公園において繁殖しているのが確認されたため、 <u>駆除しました。</u>

当箇所	旧	新
33 ページ 市民の取り組み	外来動植物の持ち込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめましょう。	外来生物の持ち込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめましょう。
37 ページ 事業者の取り組み	事業所においてゴミの減量、資源リサイクル運動などの環境教育を実践しましょう。	削除
45 ページ 市の取り組み	公共施設での省エネルギーを推進します。 省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入を推進します。	公共施設での省エネルギー <u>設備、再生可能エネルギーの導入</u> を推進します。 省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーの導入 <u>促進</u> を図ります。
47 ページ 6 行目	また、市民が環境との関わりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識を得て、環境に配慮した生活を率先して行うことにより、本市の環境がより良いものとなるよう市のホームページや広報紙などで各種の情報を提供しています。 本市の自然環境や生活環境について、市民の約 25%が「よい」、約 20%が「悪い」、過半数は「よいとも悪いともいえない」と考えています。全体的に「良い」と考えている市民が多いですが、まず市民に対して環境に関する正しい情報を提供し、環境問題への関心を持ってもらうことが大切と考えます。	<u>平成 23 年 6 月に改正された「環境教育などによる環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」では学校教育における環境教育の充実や自然体験などの機会の場の提供の仕組み導入などが盛り込まれており、本市においても更なる取り組みを検討していきます。</u> <u>また、本市の自然環境や生活環境について、市民の約 25%が「よい」、約 20%が「悪い」、過半数は「よいとも悪いともいえない」と考えています。全体的に「良い」と考えている市民が多いですが、まず市民に対して環境に関する正しい情報を提供し、環境問題への関心を持ってもらうことが大切と考えます。本市では、市民が環境との関わりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識を得て、環境に配慮した生活を率先して行うことにより、本市の環境がより良いものとなるよう市のホームページや広報紙などで各種の情報を提供しています。</u>
48 ページ 市の取り組み	環境情報の整理と共有 追加	<u>環境情報の整理と共有及び環境教育の推進</u> <u>市民への環境学習や学校での環境教育を推進</u> <u>します。</u>
51 ページ 5 行目	環境基本計画を社会情勢の変化や新たな環境問題に対応するため、	環境基本計画は、 <u>社会情勢の変化や新たな環境問題に対応可能なものとして継続させるため、</u>

資料5

文化財

指定区分	番号	種別	名称	現所在地	所有者等	指定年月日	員数
国指定	1	重要有形文化財 (考古資料)	上総木更津金 鈴塚古墳出土 品	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木更津市	S34. 6.27	一括
	2	重要有形民俗 文化財 (生産、生業に 用いられるも の)	上総掘りの用 具	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木更津市	S35. 6. 9	99 点
						H 7.12.26	159 点
国選択	1	記録選択 (無形民俗文 化財)	木更津市中島 の梵天立て	金田東 2-2 金田さ ざなみ公園(新町 船溜となり)	中島区 文化財 保存会	H 4. 2.25	-
国登録	1	登録文化財 (建造物)	選擇寺の本堂	中央 1-5-6	選擇寺	H12. 2.15	1 棟
	2	登録文化財 (建造物)	下郡郵便局旧 局舎	下郡	個人所有	H16. 7.23	1 棟
	3	登録文化財 (建造物)	ヤマニ綱島商 店店舗	中央 2-5-9	個人所有	H23. 7.25	1 棟
県指定	1	記念物 (史 跡)	金鈴塚古墳	長須賀 430	木更津市	S25.11. 3	251.00m ²
	2	有形文化財 (彫 刻)	銅造阿弥陀如 来立像	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木野根沢 区	S29. 3.31	1 躯
	3	有形文化財 (彫 刻)	木造薬師如来 立像	桜井 1450	東光院	S30.12.15	1 躯
	4	有形文化財 (彫 刻)	木造薬師如来 坐像	請西	法人所有	S35. 6. 3	1 躯
	5	有形文化財 (工芸品)	金銅孔雀文磬	請西	法人所有	S35. 6. 3	1 面
	6	有形文化財 (工芸品)	金銅五鈎鈴	請西	個人所有	S35. 6. 3	1 点
	7	民俗文化財 (無形民俗文 化財)	木更津ばやし	中央(旧仲片町)	木更津 ばやし保 存会	S38. 5. 4	-

指定 区分	番号	種別	名称	現所在地	所有者等	指定 年月日	員数
県指定	8	有形文化財 (工芸品)	梵 鐘(長禄三 年在銘)	真里谷 1760	妙泉寺	S39. 4.28	1 口
	9	有形文化財 (古文書)	制 札	請西	法人所有	S39. 4.28	1 枚
	10	有形文化財 (考古資料)	黄瀬戸灰釉木 の葉文瓶 附 常滑不識壺	永井作 1-4-66	善光寺	S40. 4.27	各 1 口
	11	有形文化財 (建造物)	須賀神社本殿	祇園 524	須賀神社	S54. 3.21	1 棟
	12	民俗文化財 (有形民俗文 化財)	東京湾のり生 産用具	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木更津市	S54. 3. 2	一括
	13	有形文化財 (古文書)	天正検地帳 (上総国望陀郡 菅生之庄請西 之郷御縄打水 帳)	文京 2-6-51 木更津市立図書館	木更津市	S57. 4. 6	16 冊
	14	有形文化財 (絵 画)	板絵著色富士 の巻狩図絵馬	長須賀 2444	日枝神社	H 5. 2.26	1 面
	15	有形文化財 (考古資料)	上総大寺廃寺 露盤	大寺 1029	熊野神社	H13. 3.30	1 点
	16	有形文化財 (歴史資料)	至徳堂関係資 料	文京 2-6-51 木更津市立図書館	木更津市	H14. 3.29 H20. 3.18	一括 調整中
市指定	1	記念物 (史 跡)	斎藤昌磨の墓	小浜	個人所有	S39. 3.25	1 基
	2	記念物 (史 跡)	鳥海酔車の墓	長須賀 1668 福寿寺内	個人所有	S39. 3.25	1 基
	3	記念物 (史 跡)	鋳匠大野五郎 右衛門遺跡	矢那	個人所有	S40. 2.20	30.00m ²
	4	有形文化財 (書 跡)	橘守部遺墨	小浜	個人所有	S40. 2.20	23 点
	5	有形文化財 (古文書)	鈴木三郎家蔵 古文書	文京 2-6-51 木更津市立図書館	木更津市	S40. 6.17	一括

指定 区分	番号	種別	名称	現所在地	所有者等	指定 年月日	員数
市指定	6	有形文化財 (工芸品)	徳川家より下賜 された獅子頭	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	中央(旧 北片町)	S40. 9. 6	1 体
	7	有形文化財 (古文書)	木更津船之由 緒書	中央	個人所有	S40. 9. 6	1 点
	8	有形文化財 (彫 刻)	長楽寺の五輪 塔	請西	法人所有	S41. 4.22	1 基
	9	記念物 (史 跡)	真武根陣屋遺 址	請西 1139-33	木更津市	S41. 4.22	39.00m ²
	10	記念物 (史 跡)	貝淵木更津県 史蹟	貝淵 3-10-1	木更津市	S41. 4.22	960.53m ²
	12	有形文化財 (彫 刻)	嶺田楓江寿碑	富士見 1-6-4	八剱八幡 神社	S44. 7. 1	1 基
	13	有形文化財 (彫 刻)	加藤家の板碑・ 五輪塔	矢那	個人所有	S45. 6.11	4 基
	14	有形文化財 (絵 画)	江戸期の風俗 図屏風六曲一 隻	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	法人所有	S51. 2.17	1 隻
	15	有形文化財 (古文書)	小倉家文書	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	個人所有	S51. 2.17	2 点
	16	有形文化財 (書 跡)	寛平御時后宮 歌合断簡「春」	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木更津市	S51. 2.17	1 幅
	17	有形文化財 (建造物)	高蔵寺本堂・山 門・鐘楼	矢那 1245	高蔵寺	S51. 2.17	3 棟
	18	有形文化財 (彫 刻)	木造聖観音立 像	万石 176	金勝寺	S52. 6. 6	1 躯
	19	記念物 (天然記念物)	安西家のキサ サギ(キササゲ)	草敷	個人所有	S56. 4.23	1 樹
	20	有形文化財 (建造物)	旧安西家住宅	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木更津市	S56. 4.23	1 棟
	21	有形文化財 (歴史資料)	五大力船絵馬	富士見 1-6-4	八剱八幡 神社	S59. 2.23	1 面
	22	記念物 (天然記念物)	松本家のグミ	大稲	個人所有	S60.12.12	1 樹

指定 区分	番号	種別	名称	現所在地	所有者等	指定 年月日	員数
市 指 定	23	有形文化財 (絵 画)	八劔八幡神社 の格天井装飾 画	富士見 1-6-4	八劔八幡 神社	S61. 9.12	162 面
	24	記念物 (天然記念物)	根本家の椎	真里谷	個人所有	S63. 1.20	1 樹
	26	有形文化財 (歴史資料)	上総鋳物師大 野家関係資料	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	個人所有	H14. 1. 4	一括
	27	有形文化財 (考古資料)	高部 30 号墳・ 32 号墳出土資 料	太田 2-16-2 木更津市郷土博物 館金のすず	木更津市	H15. 3.26	27 点
	28	記念物 (天然記念物)	「鎌足桜」祖株	矢那 1245 高蔵寺内	木更津市	H17. 2.25	1 株
	29	有形文化財 (彫 刻)	木造釈迦如来 坐像	曾根 96	釋蔵寺	H19. 2. 5	1 躯
	30	民俗文化財 (無形民俗文 化財)	桜井の獅子舞	桜井	桜井獅子 舞保存会	H22. 6. 2	-
	31	有形文化財 (彫 刻)	富士見厳島神 社の社殿彫刻	富士見 1-7-10	厳島神社	H23. 6.29	3 点
	32	有形文化財 (歴史資料)	銅造聖観世音 菩薩立像	茅野 683-1	善雄寺	H25. 8.20	1 躯
	33	有形文化財 (考古資料)	灰釉双耳壺	太田 2-16-2 木 更津市郷土博物館 金のすず	木更津市	H27. 4.24	1 口

出典:木更津市 HP 「指定・登録文化財」

資料 6

用語解説

あ行	
アイドリングストップ	車を駐停車している時に、エンジンのかけっぱなし(アイドリング)をできるだけやめようとする行動です。大気汚染や騒音・悪臭の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制することができます。
赤潮	プランクトンの異常増殖により引き起こされる海、河川、運河、湖沼等が変色する現象のこと。赤色はプランクトンの色によって異なります。
エコドライブ	環境省が奨励する「環境に配慮した自動車使用の促進」を普及し、国民の意識向上を図る施策。エコドライブ10のすすめが励行されています。
オーガニックなまちづくり	自然環境を活かした癒し、多様な暮らし方、環境負荷の低減、資源の域内循環を目指すまちづくりです。
オゾン層	オゾン(O ₃)を高濃度を含む地表20～25kmの下部成層圏にある層のことで、生物にとって有害な紫外線を吸収する働きがあります。
温室効果ガス	太陽からの日射は透過、地表面から放射される熱は吸収し、大気の温度を暖める働きを持つガスで、増えすぎると大気の温度が上昇し、地球温暖化の要因となります。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種があります。
か行	
外来生物	本来の環境に生息していなかった生物のこと。何らかの要因で入り込み、その地域の生態系や人に影響を及ぼします。
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなどの地中に埋蔵されている再生産のできない有限な燃料資源のことをいいます。
家電リサイクル法 (小型家電リサイクル法)	一般家庭や事務所から排出された家電製品から有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物の量を抑えながら資源を有効活用するための法律です。
環境基準	生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準のこと。大気、水、土壌、騒音をどの程度保つかを目標に施策を実施するか定めることをいいます。
空間線量	空間における放射線の量(強さ)で、一般に大気、大地からのガンマ線、宇宙線等が含まれます。
国の暫定指針	大気汚染及び健康影響の専門家による「PM2.5に関する専門家会合」により取りまとめられた注意喚起のための暫定的な指針。地域内における午前5時～午前7時の1時間値の平均値の中央値が1㎡当たり85μgを超え、かつ高濃度の状態が継続すると判断される場合若しくはいずれか1局の午前5時～12時の1時間値の平均値が1㎡当たり80μgを超え、かつ高濃度の状態が継続すると判断される場合に千葉県が注意喚起を行います。
クリーンエネルギー	二酸化炭素や窒素酸化物等の有害物質を排出しないもしくは排出量が少ないエネルギー源のこと。自然エネルギー、再生可能エネルギーとも呼ばれます。太陽光、風力、水力、地熱、天然ガスなどが含まれます。
グリーン購入	製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することを言います。
光化学オキシダント (光化学スモッグ)	自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素などに、太陽の紫外線が作用することによって発生するオゾンなどの酸化性物質の総称。これらが大気中に高濃度で滞留した状態を光化学スモッグといい、目や呼吸器の粘膜を刺激したり、農作物に被害をもたらします。

さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーです。
里山・里海	里山とは、人里近くにある生活に結びついた山や森林のことを言い、人が適度に利用することで、豊かな自然が形成・維持されてきた地域です。山林に隣接する農地と集落を含めていうこともあります。里海とは、人の手が加わることによって自然環境が保たれ、かつ生産性が高められている海岸部のことで、里山の概念を海に当てはめたものです。
循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことです。この場合の「循環型」とは主に天然資源について、「人間が有効に活用出来る状態を保ちつつ状態を遷移させる、連続的な資源利用システムを成立させること」を意味しており、人的資源や文化的要素の循環状態は概念に含めません。
生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指します。
た行	
ダイオキシン類	ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成され、非常に毒性が強い物質です。化学的に安定した物質で自然分解されにくく、発がん性、生殖機能の異常を引き起こすなどの毒性が指摘されています。
地球温暖化	人間の活動の拡大によって、二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での気温上昇(温暖化)が進み、海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
低炭素	二酸化炭素の排出量が少ない社会のことで、脱炭素社会ともいいます。地球温暖化の緩和を目的とする世界的な課題です。
東京湾岸自治体環境保全会議	湾岸自治体が広域的な対策について協議するだけでなく、湾岸住民への環境保全に係る啓発の実施についても協議し、連带的・統一的な環境行政を推進することを目的とした組織。東京湾岸に面する1都2県16市1町6特別区の26自治体で構成されています。
な行	
二酸化硫黄	自動車や工場、火山活動等によって発生する刺激臭のある気体。環境破壊や自動車公害の原因で、酸性雨等を引き起こすこともあります。
二酸化窒素	燃料等の燃焼において発生した一酸化窒素が空気中で酸化されて生成します。光化学オキシダントの原因物質の一つと言われています。
野焼き	焼却設備を用いないか、家庭用小型焼却炉やドラム缶などで廃棄物を野外で焼却すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、家庭用小型焼却炉、ドラム缶焼却など同法の施行例で定める焼却構造基準に適合しない設備での焼却を禁止しています。
は行	
微小粒子物質(PM _{2.5})	大気中に浮遊する粒子物質であって、主に粒径が2.5μm以下の粒子を言います。PM _{2.5} は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器・循環器系への影響が心配されています。
富栄養化	貧栄養状態から富栄養状態へと移行する現象を言います。現在では人間活動によって水中の肥料分濃度が上昇する事を指します。赤潮や青潮の原因となり、生物の多様性が失われることから環境問題の一つとして認識されています。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粉塵、煙、霧のことで、粒径10μm以下のものを指します。微小なため大気中に長期間滞留し、容易に体内に達し、肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。
放射性物質	放射能を持つ物質の総称。ウランやプルトニウム等の核燃料があります。
や行	
要請限度	環境省令が定めた指定地域における自動車騒音や道路交通振動の限度のこと。

英語表記等

BOD(生物化学的酸素要求量)	河川での水質汚濁の指標として用いられており、主に水中に含まれる有機物の量を表す。バクテリアが一定期間内で水中の有機物を分解した量を酸素量で表したもので、数値が高いと有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いと言えます。
COD(化学的酸素要求量)	水質汚濁の指標で、主に水中の有機物が化学的に酸化される際に消費する酸素量をいい、海域などの閉鎖性水域の水質汚濁指標として用いられます。数値が大きくなるほど汚濁が著しいことを示します。
Lden	時間帯補正等価騒音レベルの略。平成25年4月から航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられています。
NPO	非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。ボランティア団体や、市民活動団体のことも指します。
WECPNL	加重等価平均騒音レベルの略で、航空機騒音の単位として使われています。うるささ指数とも呼ばれ、25年3月まで航空機騒音に係る環境基準の評価指標として用いられていました。



第 2 次木更津市環境基本計画

平成 28 年 3 月策定

発 行 木更津市環境部 環境管理課 計画・保全担当

〒292-0838 千葉県木更津市潮浜 3-1(木更津市クリーンセンター内)

電話 0438-36-1432

FAX 0438-30-7322

メールアドレス kankyou@city.kisarazu.lg.jp

URL <http://www.city.kisarazu.lg.jp/>